平内町一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

平内町

目 次

第1章	計画の基本的事項1
第1節	節 計画改定の趣旨1
第21	節 計画の位置付け3
第31	節 計画の対象区域 4
第41	節 計画期間4
第5節	
第2章	計画策定の背景5
第1節	節 地域特性5
1.	自然的特性5
2.	気象6
3.	水象、水域環境、水質保全の状況7
4.	社会的特性8
5.	歴史・文化14
6.	市街地・集落15
7.	交通16
第21	節 将来計画17
第3章	節 ごみ処理行政の動向18
1.	国の目標18
2.	県の目標
第3章	ごみ処理の現状と課題20
第1節	節 ごみ処理の沿革20
第21	節 ごみ処理の現状21
1.	分別区分と排出方法21
2.	処理フロー23
3.	処理体制 24
4.	中間処理の概要 25
5.	最終処分の概要
6.	排出抑制対策等の状況 27
7.	排出量の実績29
8.	処理・処分の実績33
9.	ごみ処理の評価35
第3章	節 目標達成状況と課題36
1.	排出抑制
2.	収集・運搬37
3.	最終処分39
4.	処理経費39

第4	. 章	î ごみ処理基本計画4	0
第	¥ 1	節 基本理念と基本方針4	0
第	§ 2	節 ごみ排出量及び処理量の見込み 4	2
	1.	推計方法4	2
	2.	人口の見通し4	3
	3.	モデルケースの設定4	4
	4.	現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース1)4	5
	5.	施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース2)4	9
	6.	各ケースの比較結果5	3
	7.	目標値の達成5	4
第	§ 3	節 発生抑制・排出抑制計画	5
	1.	町の役割5	5
	2.	町民の役割5	7
	3.	事業者の役割5	7
第	§ 4	節 収集・運搬計画5	9
	1.	収集対象区域5	9
	2.	分別収集区分5	9
	3.	収集・運搬量6	0
	4.	資源化ルート6	0
第	§ 5	節 中間処理計画	
	1.		
	2.	, , , , ,	
第	至 6	節 最終処分計画	
	1.		
	2.		
第	等 7	節 その他の廃棄物対策 6	
	1.	, the second of	
	2.	, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	
		注 生活排水処理基本計画 6	
穿		節 生活排水処理の現状	
	1.	, = ±, , , = , , , , , , , , , , , , , ,	
	2.		
	3.	· - 	
	4.		
	5.		
	6.		
	7.	生活排水処理の課題6	9

第2節	i 生活排水処理基本計画 70
1.	基本方針70
2.	目標年度 70
3.	生活排水処理形態別人口の見込み71
4.	収集・運搬計画72
5.	中間処理計画
6.	資源化・有効利用計画
7.	最終処分計画73
8.	生活排水処理区域計画
9.	その他検討すべき事項73
一資料編	i —
1.	家庭系ごみ排出量のトレンド予測
2.	事業系ごみ排出量のトレンド予測
3.	生活排水処理形態別人口の予測結果 資料-8

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

平内町一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

平内町では、平成30(2018)年3月に平内町ごみ処理基本計画(以下「前計画(ごみ処理編)」という。)を策定し、町民や事業者とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。本町では、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化やさまざまな問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

一方、生活排水処理においては、令和 2 (2020) 年 11 月に平内町生活排水処理基本計画(以下「前計画(生活排水処理編)」という。)を一部変更しました。公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、河川・海域の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。

し尿処理については、青森市・平内町のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として平成12(2000)年4月からあおひらクリーンセンターが稼働しています。同施設から排出された処理水は新城川へ放流し、処理過程で発生した脱水汚泥及びし渣は、平成29(2017)年4月から青森市清掃工場に運搬し、焼却処理しています。

一方、国では、持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標(SDGs) に取り組んでいます。特に、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)が令和元(2019)年10月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4(2022)年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題の解決を図ろうとしています。

青森県では、「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を令和3(2021)年3月に策定し、 循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めることとしています。

このように、SDGsという国際的な取り組み、国や青森県の動向、社会情勢を踏まえ、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画(ごみ処理編・生活排水処理編)の見直しを行うこととしました。

持続可能な開発目標「SDGsエス・ディー・ジーズ」

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE GOALS



- 1 貧困の撲滅
- 2 飢餓撲滅、食料安全保障
- 3 健康 福祉
- 4万人への質の高い教育、生涯学習
- 5 ジェンダー平等
- 6水・衛生の利用可能性
- 7 エネルギーへのアクセス
- 8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
- 9強靭なインフラ、工業化・イノベーション
- 10 国内と国家間の不平等の是正
- 11 持続可能な都市
- 12 持続可能な消費と生産
- 13 気候変動への対処
- 14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
- 16 平和で包摂的な社会の促進
- 17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

本計画では、以下のゴールが関連しています。これらの達成に向け、町民・事業者・行政 の三者が協力・連携することが大切です。



第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示しています。

なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の 処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されます。 本計画の位置付けを図1-1に示します。

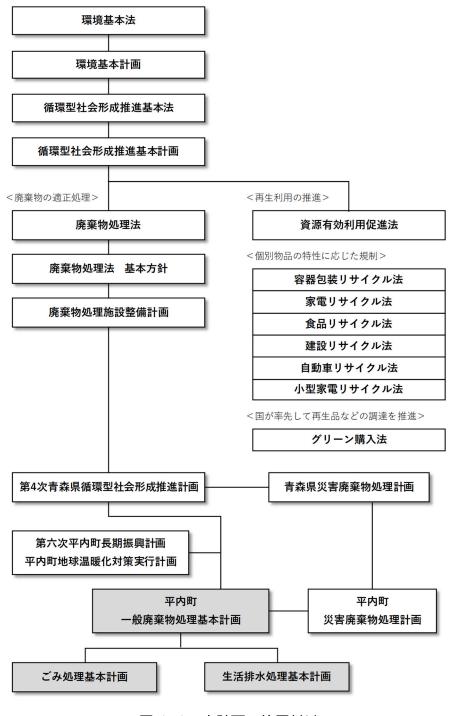


図 1-1 本計画の位置付け

第3節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

第4節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」及び「生活排水処理基本計画策定指針(平成2年10月厚生省生活衛生局水道環境部)」では、目標年度は、計画策定時より10~15年後程度とされています。

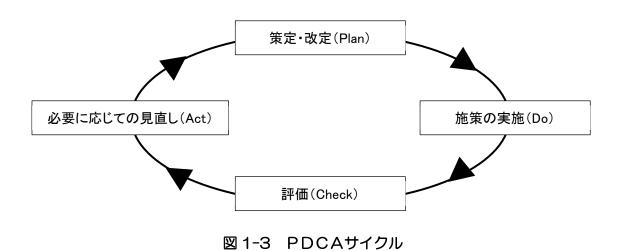
そこで、本計画の計画目標年度を令和 14(2032)年度とします。また、第 4 次青森県循環型社会形成推進計画の目標年次が令和 7(2025)年度であることから、中間目標年度を令和 7(2025)年度とします。

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
十戊	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)
						計画	期間				
内											
容・				中		見 直					計
計	計			間		し					画
画期	画策			目標		<u> </u>					目標
間	定			年		予 定					標年
				度		~)					度

図 1-2 計画期間と計画目標年度

第5節 点検、評価及び見直し

今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。



第2章 計画策定の背景

第1節 地域特性

1. 自然的特性

当町は青森県のほぼ中央にあり、中心地の小湊は県都青森市から東方約25km(国道4号)の場所に位置し、東西20.64km、南北23.22km、総面積217.09kmか有しています。 東南方は野辺地町、東北町と七戸町、西方は青森市に隣接し、北方は陸奥湾に夏泊半島が突出し、南北が山岳地帯、中央部が平坦地となっていて里山型を呈しています。

地質は沖積層で農業に適していますが、特別豪雪地帯に指定されているほか、6月から7月にかけてヤマセ(偏東風)が吹いて低温が続くこともあるなど、必ずしも気象条件に恵まれているとはいえません。

本町の位置を図2-1に示します。



図 2-1 本町の位置

2. 気象

気温・降水量の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

令和 3(2021)年における気候は、平均気温が 11.5 と比較的冷涼です。また、同年の年間降水量は、1,382.5mm と例年に比べ平均的な値となっています。

表 2-1 気温・降水量の推移

			降水量		
		平均	最高	最低	(mm)
<u> </u>	² 成29年	10.7	35.9	-8.1	1,388.0
<u> </u>	² 成30年	11.0	34.0	-10.7	1,553.0
ŕ	內和元年	11.4	35.5	-8.3	1,093.0
4	令和2年	11.6	35.7	-7.4	1,417.0
4	令和3年	11.5	34.2	-7.9	1,382.5
	1月	-1.9	7.2	-7.6	146.5
	2月	-0.7	8.0	-7.9	97.0
	3月	5.4	20.1	-5.4	98.0
	4月	9.0	21.7	-0.3	80.0
	5月	14.4	27.4	5.9	125.5
	6月	19.4	28.9	8.3	28.5
	7月	23.9	34.2	15.2	66.0
	8月	23.5	34.0	16.1	154.0
	9月	19.8	29.1	10.8	55.5
	10月	13.9	30.3	3.6	139.5
	11月	9.0	20.4	0.7	161.5
	12月	1.7	13.7	-7.6	230.5

資料: 気象庁 青森地方気象台

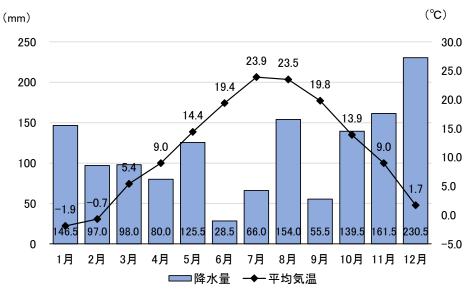


図 2-2 気温・降水量の推移(令和3〔2021〕年)

3. 水象、水域環境、水質保全の状況

本町の主な河川は、町の中心を東西に流れる盛田川と南北に流れる小湊川があり、両河川は、町の東側で合流しています。

青森県では、県内の公共用水域(河川、湖沼、海域)の水質測定を実施しています。その うち、小湊川の河川の水質測定結果を表 2-2 に示します。

BOD¹年間平均値は、環境基準を満たしており、雷電橋では $0.7\sim1.5 mg/L$ で推移しています。

表 2-2 小湊川におけるBOD (75%値)の経年変化

河川夕	知识此	BOD年間平均値(mg/L)					
河川名	観測地点	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
小湊川	雷電橋	0.9	0.8	1.5	0.8	0.7	

資料:青森県環境白書 令和3年版(令和3年11月)

※BOD 環境基準値:2mg/L

_

¹ 生物化学的酸素要求量(水中の有機物の代表的な汚染指標【生活環境項目】)です。生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量(mg/l)を表しています。河川の汚染度が進むほど、この値は高くなります。

4. 社会的特性

(1) 人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移を表 2-3 及び図 2-3 に示します。

人口は、平成 24(2012)年度以降、減少傾向にあります。令和 3(2021)年度の人口は、 10,460人となっています。

世帯数は減少傾向、1世帯当たりの人員も、減少傾向で推移しています。

表 2-3 人口及び世帯数の推移

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
平成24年	12,606	5,235	2.41
平成25年	12,298	5,167	2.38
平成26年	12,055	5,131	2.35
平成27年	11,789	5,101	2.31
平成28年	11,536	5,055	2.28
平成29年	11,330	5,012	2.26
平成30年	11,142	4,979	2.24
令和元年	10,932	4,944	2.21
令和2年	10,707	4,913	2.18
令和3年	10,460	4,860	2.15

資料:平内町住民基本台帳(各年10月1日現在)

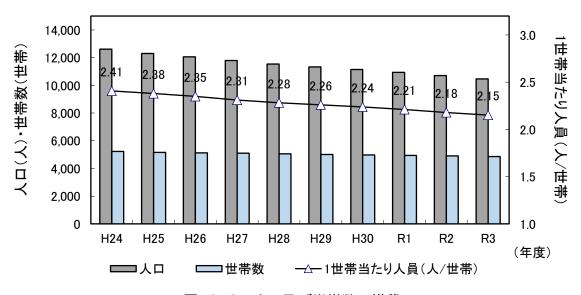


図 2-3 人口及び世帯数の推移

(2) 5歳階級別人口

本町の5歳階級別人口を、表2-4及び図2-4に示します。

階級構成をみると、男女ともに 70~74 歳階級が最も多くなっており、出生数の減少による高齢化が進んでいることが伺えます。

表 2-4 5歳階級別人口

(単位:人)

					(単位:人)
		男'	性	女性	Ė
	0~4歳	117		129	
年少人口	5~9歳	151	456	143	436
	10~14歳	188		164	
	15~19歳	189		172	
	20~24歳	174		133	
	25~29歳	150		151	
	30~34歳	202		167	
生産年齢人口	35~39歳	235	2,707	210	2,507
工度平断人口	40~44歳	316		290	2,507
	45~49歳	329		278	
	50~54歳	344		299	
	55~59歳	285		325	
	60~64歳	483		482	
	65~69歳	529		554	
	70~74歳	599		607	
老年人口	75~79歳	303	1,840	375	2,514
七十八口	80~84歳	202	1,040	387	2,514
	85~89歳	149		355	
	90歳以上	58		236	
総数		5,003		5,457	

資料:平内町住民基本台帳(令和3年10月1日現在)

□男性 ■女性

(単位:人)

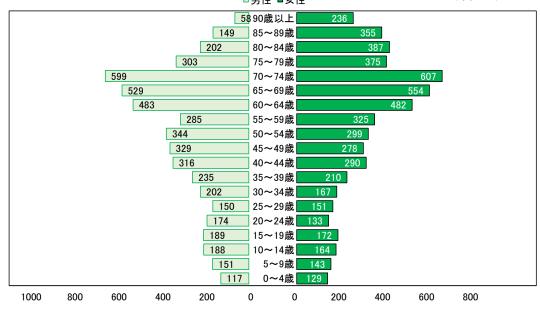


図 2-4 5歳階級別人口

(3) 人口動態

本町の人口動態の推移を表 2-5 及び図 2-5 に示します。

本町の人口動態は、過去5年間で自然増減は令和2(2020)年が最も減少し、社会増減では令和3(2021)年が最も減少しています。

表 2-5 人口動態の推移

年		自然増減			社会増減	討減 計		
+	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	ĀΙ	
平成29年	52	181	△129	244	323	△79	△208	
平成30年	60	167	△107	199	279	△80	△187	
令和元年	51	197	△146	244	287	△43	△189	
令和2年	32	187	△155	183	260	△77	△232	
令和3年	39	173	△134	175	282	△107	△241	

資料:青森県の人口(青森県企画政策部)

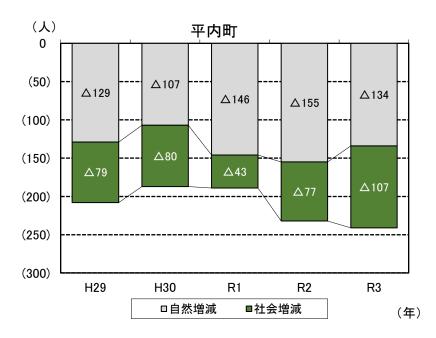


図 2-5 人口動態の推移

(4) 就業構造

本町の産業大分類別の従業者数の推移を表 2-6 及び図 2-6 に示します。また、産業別従業者数の構成割合を表 2-7 及び図 2-7 に示します。

産業別人口は、平成 12(2000)年以降全体で減少しており、令和 2(2020)年における 全産業従業者に占める各産業別就業者の割合は、第一次産業が 27.3%、第二次産業が 19.7%、第三次産業が 53.0%となっています。

表 2-6 産業大分類別の従業者数の推移

(単位:人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	2,055	1,906	1,693	1,591	1,391
第二次産業	1,843	1,570	1,277	1,174	1,004
第三次産業	3,591	3,455	3,154	2,931	2,696
総数	7,489	6,931	6,124	5,696	5,091

資料:国勢調査(分類不能の産業を除く)

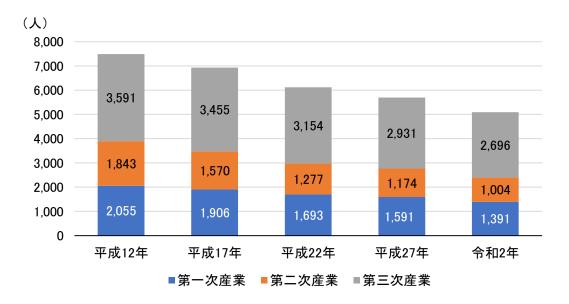


図 2-6 産業大分類別の従業者数の推移

表 2-7 産業別従業者数の構成割合(令和2〔2020〕年)

(単位:人)

	平内町	
	従業者数	割合
従業者数	5,091	100.0%
第一次産業	1,391	27.3%
農業、林業	231	4.5%
漁業	1,160	22.8%
第二次産業	1,004	19.7%
鉱業	4	0.1%
建設業	521	10.2%
製造業	479	9.4%
第三次産業	2,696	53.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	18	0.4%
情報通信業	29	0.6%
運輸業、郵便業	189	3.7%
卸売業、小売業	529	10.4%
金融業、保険業	64	1.3%
不動産業、物品賃貸業	20	0.4%
学術研究、専門・技術サービス業	68	1.3%
宿泊業、飲食サービス業	190	3.7%
生活関連サービス業、娯楽業	152	3.0%
教育、学習支援業	113	2.2%
医療、福祉	687	13.5%
複合サービス事業	85	1.7%
サービス業	345	6.8%
公務	207	4.1%

資料:国勢調査(分類不能の産業を除く)

※ 割合は四捨五入の関係からそれぞれの内訳と合計が合わない場合があります。

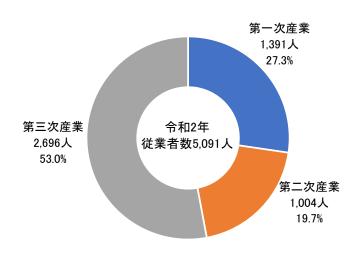


図 2-7 産業大分類別の従業者数の構成割合(令和2〔2020〕年)

(5) 土地利用

本町の地目別面積の割合を表 2-8 及び図 2-8 に示します。

令和 2 (2020) 年では、山林が 66.35%を占めており、次いでその他が 18.23%となっています。

表 2-8 地目別面積

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
面積(km²)	217. 09	14. 56	3. 92	2. 78	144. 05	12. 20	39. 58
比率 (%)	100.0	6. 71	1. 81	1. 28	66. 35	5. 62	18. 23

資料: 令和 2 年度固定資産概要調書報告書

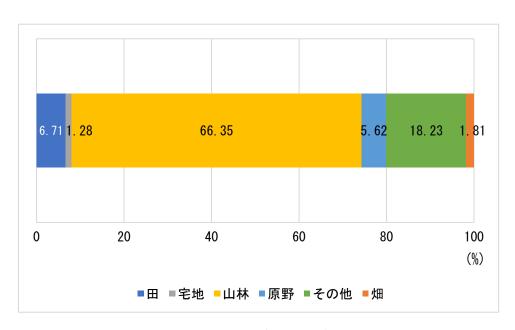


図 2-8 地目別面積

5. 歴史 文化

本町は、明治 4(1871)年の廃藩置県において、青森県第一大区、七小区に編入され、平内村の呼称で小湊に戸長役場が置かれました。明治 22(1889)年村制が施行された際、東平内村、中平内村、西平内村の3村に分かれ、昭和3(1928)年に中平内村は小湊町として町制を布きました。その後、町村合併促進法に基づき昭和30(1955)年3月31日に1町2村が合併し、町名を歴史的にも意義深い「平内町」としてスタートしました。

平成7(1995)年に地方分権一括法によって合併特例法の改正が行われ、市町村合併が政府により強力に推進されました。当町でも平成14(2002)年度に青森市との合併を検討しましたが「住民アンケート」の結果を尊重して合併しない選択をし、現在に至っています。

町勢をみると、古くには津軽藩領として南部藩と国境を接し、交通の要所として発展 してきましたが、産業の中心である農業・漁業は規模が比較的零細であることや気象条 件に大きく左右されるなど、厳しい状況が続いていました。

さらに近年は、県都青森市の求心力に若年層を中心とした人口流出が続き、農業・漁業を中心に後継者不足が深刻化しつつあります。技術改良など生産向上に向けた地道な活動が続けられ、特に漁業は昭和39(1964)年のホタテガイ種苗生産の成功により、獲る漁業から育てる漁業へと転換を図り、現在は単一漁協単位での水揚げ高が日本一を誇るホタテガイ養殖業にまでに成長し、関連加工産業と合わせ、町の基幹産業となっています。

6. 市街地·集落

本町の地区別人口の推移を表 2-9 に示します。町内のほとんどの地区において、人口は減少もしくは、横ばいで推移していますが、新生町では増加傾向にあります。

表 2-9 地区別人口の推移

/- TL == 2	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
行政区名	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)
第一平中	337	338	330	332	317
第二平中	332	328	328	319	313
新生町	678	683	678	690	692
赤坂台	163	163	150	151	142
本町	101	103	96	89	86
<u>寺町</u> 下町	128 112	129 105	124 98	119 102	115 99
第一元町	494	507	497	478	467
第二元町	78	78	70	76	75
川原町	242	228	216	218	207
第一勝田町	244	233	221	216	217
第二勝田町	252	254	241	237	229
東沼館	273	268	260	266	270
西沼館	191	186	182	180	173
緑町	308	299	297	290	268
夜越山	66	66	61	57	60
浜子	250	244	244	238	231
盛田	207	208	213	213	203
福島	25	23	21	19	22
福館 平川	29 33	28 31	25 30	26 30	27 30
東和	266	254	245	245	244
浅所	304	297	291	271	273
間木	246	239	243	229	228
東滝	228	224	220	220	216
白砂	148	146	145	144	138
上東田沢	163	159	156	150	150
中東田沢	144	132	128	127	121
下東田沢	163	156	147	143	138
野内畑	23	23	21	21	21
第一内童子	160	158	152	146	141
第二内童子	110	107	101	93	93
清水川	332	337	331	315	305
第一小林 第二小林	217 164	211 158	206 145	204 139	200 137
第三小林	168	162	168	168	158
一本松	10	102	100	100	10
薬師野	85	84	81	78	74
松野木	154	152	149	147	138
外童子	167	156	153	147	140
大和山	169	153	143	126	118
第一口広	204	191	196	188	179
第二口広	185	184	184	181	178
口広開拓	3	3	2	2	2
折戸	126	127	127	123	124
狩場沢	148	148	149	143	133
陸奥ケ浦	34	32	28	27	26
助白井 藤沢	65 264	62 264	58 267	61 261	59 259
藤沢 第二藤沢	160	177	207	201	219
山口	380	377	376	367	354
増田	2	2	2	2	2
小豆沢	395	378	380	362	354
なつどまり	124	126	125	125	126
中野	128	114	105	107	107
上中野	90	90	86	85	83
板橋	61	62	59	56	53
土屋	183	179	175	175	164
浪打	107	107	104	99	95
茂浦	336	331	324	316	320
浦田	214	208	201	195	192
租生	157	160	157	152	145
計	11, 330	11, 142	10, 932	10, 707	10, 460

資料:平内町住民基本台帳(各年10月1日現在)

7. 交通

本町は国道 4 号と青い森鉄道が東西に横断しており、夏泊半島を周回する県道 9 号や 山間部へ延びる県道 123 号及び町道小湊外童子線など多くの道路が整備され、生活路線 として利用されています。

また、平成23(2011)年、平内町と青森市浅虫を結ぶ全長4.2mの「土屋バイパス」が開通し渋滞解消やドライバーの負担軽減に繋がっており、交通事故発生件数は減少傾向にあります。

道路網の整備や自家用車普及により住民の利便性は向上した一方で、鉄道やバスなどの公共交通の利用者が減少し、運行ルートや便数の縮小への危惧が続いています。公共交通の縮小と利用者減少の悪循環は、町の財政負担増につながることから、公共交通の利用促進を進める必要があります。

ごみに関する施策

第2節 将来計画

本町では、「人と自然と産業が輝く魅力あふれるまち」を将来像として掲げ、「第六次平内町長期振興計画」を策定しました。ごみや生活排水と関連する主な施策を以下に抜粋します。そのほかにも平内町特有の資源を有効活用しながら CO₂ の排出削減を図り、町の課題の解決に向けた「平内町地球温暖化対策実行計画」を令和元(2019)年度に策定しました。

「第六次平内町長期振興計画」

令和 2(2020)年度~令和 11(2029)年度

自然環境の保全とエコ(ECO)対策の充実

- 自然環境にめぐまれた郷土を守り続けるために、町民、事業者等が環境意識の共 有化を図り、町民に対して簡易包装やマイバッグの携帯など心がけるよう呼びか けます。また、エコライフの実践に努めるよう周知を進めます。
- 基幹産業であるホタテガイ養殖漁業は環境汚染に弱い閉鎖的な陸奥湾に大きく 依存していることから、率先して陸奥湾の浄化活動の推進を図ります。町民に対 して自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供し、「海を守る」意識を高める活動 を推進します。また、ごみ発生抑制活動や海洋漂着ごみの回収活動を支援する体 制づくりに努めます。
- 温室効果ガスの排出削減を図るため、本町の地域性を活かした再生可能エネルギー導入の情報を収集し、地球温暖化防止の一助となる施策に努めます。また、省エネルギー対策として節電や低燃費車・低公害車等の利用推進や事務用品・備品の長期使用を心がけ、使い捨て製品の抑制やリサイクルの推進に努めるよう周知します。

ごみ減量化対策の充実

ごみの減量化対策として、資源ごみの分別徹底を図るとともに「水切り」「食品ロス削減に向けた普及啓発」「家庭用生ごみ処理機の普及」を推進し、手軽にできるごみの減量化を推進します。

リサイクル促進の強化

リサイクル製品の積極的な使用について啓発活動に努めます。また、学習の場を 提供し、リサイクル推進の必要性等の意識を高めます。

不法投棄防止対策の強化

「ポイ捨て」による不法投棄があとを絶たないため、小学校児童を対象とした環境ポスターコンクールを実施し掲示することで、子供から大人まで環境意識の向上を図ります。また、関係機関と連携して監視体制の強化を図り、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

生活排水に関する施策

下水道の普及・拡大

生活環境の向上や環境へ負荷低減を目標に、下水道事業を推進します。 今後も未普及地区の下水道整備を計画的に実施し、処理地区の拡大を図るとともに、 下水道事業が計画されていない地域に対し市町村設置型合併処理浄化槽の導入を促 進します。

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国の目標

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その 適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28 年1月21日環境省告示第7号。以下「廃棄物処理法の基本方針」という。)において、 一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

廃棄物処理法の基本方針の目標年度は令和 2 (2020) 年度ですが、令和 2 (2020) 年度以降 は、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月閣議決定。以下「第四次循環基 本計画」という。)等の目標を参考にして施策を進めていくこととしました。

廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標を表 2-10 に示します。

10 1	元末初足圧囚の至不乃即にのうる一成元末初の女に自然	
指標	数値目標	
平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 1人1日当たり家庭系ごみ500g/人日		
再生利用の割合*	平成24年度と比較し、令和2年度において6ポイント増加の約27%	
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減	

表 2-10 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標

また、国は、循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」 という。) 第 15 条第 1 項に基づき、平成 30 (2018) 年度に第四次循環基本計画を策定し、 一般廃棄物の減量化等に関する取組目標を設定しています。

第四次循環基本計画の数値目標を表 2-11 に示します。

指標	数値目標	
ごみ排出量	約850g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約8%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約28%削減	
家庭系ごみ (資源除く) 約440g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約13%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減		
事業系ごみ	約1,100万t 平成28年度と比較し、令和7年度において約15%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減	

表 2-11 第四次循環基本計画の数値目標

[※]再生利用の割合は、リサイクル率を表します。

[※]ここでの「家庭系ごみ」は、「生活系ごみ(集団回収量を加えない)」から、収集区分上の「資源ごみ」を除いたものを表します。

2. 県の目標

青森県は、令和3年3月に「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を策定し、一般 廃棄物のごみ排出量の削減目標等を次のとおり設定しています。

青森県の数値目標(以下、「県の目標」という。)を表 2-12 に示します。

表 2-12 青森県の数値目標

項目	目標値
一般廃棄物排出量	令和7年度の1人1日当たりの排出量を、生活系ごみ640g、 事業系ごみ300g、計940gとする。
一般廃棄物リサイクル率	令和7年度の行政回収量に係るリサイクル率を17.0%とし、 民間回収量をあわせた県全体の資源回収量から算出されるリサイクル率を34.0%にする。
一般廃棄物最終処分量	令和7年度の1人1日当たりの最終処分量を85gとする。

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の沿革

昭和 48 (1973) 年には青森地域広域事務組合平内清掃工場 (中野) が稼働し、昭和 50 (1975) 年から、本町管内全域でごみ収集業務を開始しました。

また、平成27(2015)年3月には、新ごみ処理施設として青森市清掃工場が竣工いたしました。翌月4月より、本町または許可業者が収集した可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの施設への搬入を開始しました。

年月日	内容
昭和48年	青森地域広域事務組合平内清掃工場(中野)稼働
昭和50年	管内全域にごみ収集業務開始
昭和55年	平内町一般廃棄物処理施設(外の沢埋立地)供用開始
平成11年	資源ごみ分別収集事業開始
平成12年3月	青森県ほたて貝廃棄物処理施設竣工
平成14年12月	青森地域広域事務組合平内清掃工場(中野)廃止
平成17年4月	町指定ごみ袋制導入
平成19年4月	平内町資源物集団回収事業開始
平成20年7月	粗大ごみ有料化開始
平成27年2月	外の沢埋立地に廃棄物一時保管施設竣工
十成27年2月	使用済小型家電リサイクル開始
平成27年4月	廃棄物一時保管施設より青森市清掃工場へ搬入開始
平成28年4月	衣類リサイクル開始
平成30年4月	プラスチック製容器包装回収開始

第2節 ごみ処理の現状

1. 分別区分と排出方法

本町では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源(缶、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌類、使用済小型家電、衣類)」、「有害ごみ」、「粗大ごみ(可燃性・不燃性)」の区分で排出しています。また、ステーション収集方式とした収集形態としています。

本町の家庭系ごみの分別区分及び排出形態を表 3-1 に示します。

表 3-1 分別区分及び排出形態

区分	主な内容	収集頻度	排出形態
可燃ごみ	・布類・紙類(紙おむつ、汚れた紙等)・木くず類・革類・プラスチック類・生ごみ類・ゴム類	2回/週	指定袋(有料)
不燃ごみ	・金属類・陶器類・ガラス類	1回/月	指定袋(有料)
資源ごみ	 ・アルミ缶 ・スチール缶 ・ガラスびん(無色) ・ガラスびん(茶色) ・ガラスびん(その他) ・ペットボトル ・プラスチック製容器包装 	1回/週	ステーション方式 ・リサイクルボックス内の分別 カゴへ種類ごとに出す。
	・飲料用紙パック・段ボール・新聞・雑誌・その他紙類		ステーション方式 ・リサイクルボックスに紙ひもで しばって種類ごとに出す。
	•使用済小型家電	1回/月	回収ボックス(10カ所)
有害ごみ	・衣類(古布等)・蛍光灯・電球・体温計・温度計(水銀式のみ)・カセットボンベ・スプレー缶・電池・ライター	1回/月	外の沢埋立地で回収(無料) 袋に入れて、リサイクルボックス内 の専用カゴへ入れる。
可燃性粗大ごみ不燃性粗大ごみ	縦・横・高さの一番長い所が60c m~180cm 縦・横・高さの一番長い所が60c m~210cm	2回/年	粗大ごみ収集手数料 納付券(有料)

令和4(2022)年4月1日現在

また、家庭系のごみの出し方については、可燃ごみと不燃ごみの各指定袋での排出となっています。

粗大ごみは、処理券を購入・貼付して収集日の前日に集積所へ出す方法と外の沢埋立 地に直接搬入し手数料を支払う方法があります。

事業所から排出されるごみは、「事業系ごみ (事業系一般廃棄物)」と「産業廃棄物」に 分類され、排出者の責任に基づき、事業者が適切に区分し、処理する必要があります。

一般廃棄物処理手数料を表 3-2 に示します。

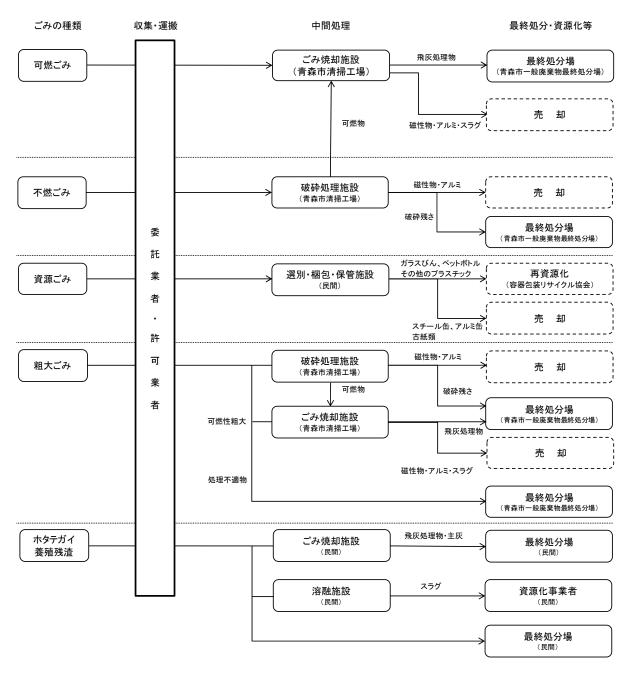
表 3-2 一般廃棄物処理手数料

種類	取扱区分	手数料
燃えるごみ(可燃ごみ)	指定ごみ袋1枚につき	大 30円
燃えないごみ(不燃ごみ)		中 20円
		小 15円
平内町立外の沢埋立地利用	10キログラム以内	80円
手数料	10キログラムを超える場合	10キログラムを増すごとに
		80円を加算した額
一般家庭の日常生活に	粗大ごみ納付券1枚につき	300円
伴って生じた粗大ごみ		

令和4(2022)年4月1日現在

2. 処理フロー

排出されたごみは、図 3-1 に示すように処理・処分を行っています。



令和4(2022)年4月1日現在

図 3-1 ごみ処理フロー

3. 処理体制

ごみ(使用済小型家電を除く)の収集・運搬は、委託業者が行っています。

可燃ごみ処理施設・破砕選別処理の管理主体は青森市ですが、運営・維持管理については、DBO(公設民営)方式を採用し、民間事業者に委託しています。リサイクル施設については、民間が行っています。

処理体制を表 3-3 に示します。

表 3-3 処理体制

	事業区分	管理主体	運営方法	
	家庭系ごみ	平内町	委託	
収集•運搬	使用済小型家電	平内町	直営	
	事業系ごみ	許可業者又は		
	争未がこの	排出者	_	
	可燃ごみ処理施設	青森市	委託	
中間処理	破砕選別処理施設	月林巾		
中间处理	リサイクル施設	民間	_	
	ホタテガイ養殖残渣処理施設	民間	_	
	焼却施設から発生した飛灰等	青森市	直営	
	ホタテガイ養殖残渣処理(飛灰等)	民間	_	
最終処分	海岸ごみ・ホタテガイ養殖残渣	平内町	委託	
	その他(側溝汚泥・火災による廃	平内町	古台	
	材など)	→ トシー)	直営	

令和4(2022)年4月1日現在

4. 中間処理の概要

(1) 中間処理施設(可燃・不燃・粗大ごみ)

本町から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、青森市清掃工場において、処理 を行っています。この施設では、ガス化溶融炉で発生した熱を回収し、蒸気タービン発 電機で発電し施設内で利用しています。

施設の概要を表 3-4 に示します。

表 3-4 青森市清掃工場の概要

施設の名称	青森市清掃工場		
所在地	青森市大字鶴ヶ坂字早稲田 241 番地 1		
処理施設	可燃ごみ処理施設	破砕選別処理施設	
処理対象	可燃ごみ	不燃ごみ	
处 连对家	下水汚泥	粗大ごみ	
処理能力	300t/日	39.8t/日	
处理能力	(150t/日×2炉)	(5h)	
処理方法	全連続燃焼式焼却炉	破砕•選別	
光连 万法	(流動床式ガス化溶融炉)		
竣工年度	平成 27 年度		

(2) 中間処理施設(資源ごみ)

資源ごみは、民間の資源化事業者に引き渡し、再資源化の促進を図っています。 資源ごみ処理の概要を表 3-5 に示します。

表 3-5 資源ごみの処理概要

	区分	処理主体	処理方法
	・アルミ缶		
	・スチール缶		
	・ガラスびん(無色)		
資源	・ガラスびん(茶色)		
資源ごみ	ガラスびん(その他)	委託 選別·圧納 (民間業者)	
	・ペットボトル		選別・圧縮・梱包
別	・プラスチック製容器包装		
(分別回収)	・飲料用紙パック		
	・段ボール		
	•新聞•雑誌		
	・その他の紙類		

5. 最終処分の概要

青森市清掃工場から発生した溶融飛灰は、同市の一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

青森市一般廃棄物最終処分場の概要を表 3-6 に示します。

表 3-6 青森市一般廃棄物最終処分場の概要

青森市一般廃棄物最終処分場
青森市大字岩渡字熊沢 250 番地
準好気性埋立構造
セル式サンドイッチ工法
237,000 平方メートル
3,926,600 立法メートル
昭和 57 年度~令和 25 年度
破砕選別不燃物
溶融飛灰
昭和 57 年度

また、側溝汚泥、火災による廃材、動物の死骸等は平内町立外の沢埋立地に埋立処分しています。

平内町立外の沢埋立地の概要を表 3-7 に示します。

表 3-7 平内町立外の沢埋立地の概要

施設の名称	平内町立外の沢埋立地
所在地	平内町大字小湊字外の沢 56 の 16
構造	準好気性埋立構造
埋立て工法	サンドイッチ工法
埋立面積	38,962 平方メートル
容量	141,259 立法メートル
埋立予定期間	昭和 55 年度~令和 6 年度
埋め立て廃棄物の種類	不燃物・焼却灰・粗大ごみ
竣工年度	昭和 55 年度

6. 排出抑制対策等の状況

本町で取り組んでいる排出抑制対策や減量化対策、不法投棄対策を示します。

(1) 資源物集団回収事業制度

ごみの減量及び資源化を推進するため、町内の町内会、子ども会、婦人会、老人クラブなどの地域団体が資源の分別回収を実施した場合に奨励金を交付しています。

表 3-8 資源物集団回収事業制度の実績

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[回収量(t)	26.439	24.177	23.884	19.844	19.108
	紙類	23.940	22.040	21.640	18.080	17.900
	アルミ類	0.610	0.640	0.600	0.630	0.490
	スチール類	0.000	0.000	0.010	0.030	0.000
	びん類	1.889	1.497	1.634	1.104	0.718

(2) 生ごみの堆肥化

本町では、生ごみ処理容器設置事業を設け、生ごみの堆肥化を図っています。

表 3-9 生ごみ処理容器設置事業実績

(単位:基)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生ごみ処理容器	0	0	1	2	1

(3) その他排出抑制対策

廃棄物担当職員が「平内町ふれあい出前講座」メニューにある「ごみ処理の現状と環境問題」の講師としてごみ減量化に関する対策などについて講演しています。

また、レジ袋削減に向けた取組として、エコバックの持ち歩きについて、町広報誌への掲載や3Rに関する普及啓発として、ポスター掲示やチラシなどを配布しています。

(4) 減量化施策

ごみの減量化、リサイクル化につなげるため、「平内町家庭ごみの出し方ハンドブック」を作成し、全世帯へ配布しています。

また、減量化につながるごみの出し方について町広報紙へ掲載しています。

(5) 不法投棄対策

本町では、以下のような不法投棄対策を実施しています。

- 平内町環境ポスターコンクールを実施し、「不法投棄」及び「ポイ捨て」の根絶 を目指し、作品を通じて子どもから大人までの環境意識の向上を図っています。
- 町が監視員を推薦し、県が委嘱している青森県不法投棄監視員によるパトロール等により、不法投棄の未然防止及び早期に発見して廃棄物の適正な処理を行っています。
- 県が実施している不法投棄監視システム機器設置計画に要望し、不法投棄がされやすい場所に設置し、不法投棄防止対策を図っています。
- 不法投棄看板の設置を行い、町民の意識付けにつなげています。

7. 排出量の実績

(1) 総排出量(ホタテガイ養殖残渣含む)

本町の総排出量(ホタテガイ養殖残渣を含む)を表 3-10 に示します。

平成30(2018)年度以降、本町の集団回収を含めた「総排出量」は増加傾向にあります。種類別では、過去5年間で可燃ごみの排出量の増加が顕著です。この主な要因は、平成30(2018)年度以降、平内町の基幹産業であるホタテガイ養殖業から発生する残渣の排出量を一般廃棄物の集計に含めているためです。

表 3-10 ごみ排出量の実績(ホタテガイ養殖残渣を含む)

		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口	人 11,330 11,142 10,932		10,707	10,460		
年間日数	日	365	365	366	365	365
排出量	t/年	5,916	5,111	5,164	5,589 6,90	
可燃ごみ	t/年	2,603	3,688	4,020	4,471	5,420
不燃ごみ	t/年	147	119	171	144	194
粗大ごみ	t/年	150	195	195	147	189
資源ごみ	t/年	3,016	1,109	778	819	1,103
その他	t/年	0	0	0	8	0
集団回収	t/年	26	24	24	20	19
紙類	t/年	24	22	21	18	18
金属類	t/年	0	1	1	1	1
アルミ	t/年	0	0	0	0	0
ガラス類	t/年	2	1	2	1	0
その他	t/年	0	0	0	0	0
総排出量	t/年	5,942	5,135	5,188	5,609	6,925

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

(各年10月1日)

表 3-11 ホタテガイ養殖残渣排出量

	H29	H30	R1	R2	R3
ホタテガイ養殖残渣(可燃ごみ) t/年	0	1,108	1,434	1,954	2,939
ホタテガイ養殖残渣(資源化) t/年	2,473	546	277	327	599
総排出量	2,473	1,654	1,711	2,281	3,538

※排出量は、一般廃棄物処理実態調査結果及び町調査による。

漁業系廃棄物処理ガイドライン(改訂)(令和2年5月 環境省環境再生・資源循環局)によれば、ホタテガイ養殖残渣は、事業活動である漁業生産活動に伴って生じた廃棄物であることから、事業者自らの責任において適正に処理されなければならないとされています。また、地方公共団体は、市町村の一般廃棄物処理計画との整合性を十分考慮し、漁業者及び漁業者団体等を指導することが適切であると謳われています。

表 3-12 漁業系廃棄物の分類表(養殖業)

	廃棄物の種類			産業 廃棄物	備考
漁船	廃プラスチック類	漁網	廃棄物		鉛入り漁網は、金属くずとの混合物 に該当
漁業		化繊ロープ類			鉛入りロープは、金属くずとの混 合物に該当
		漁網と化繊ロープ類の混合物	_		
		組紐、撚糸	-		_
		硬質フロート (ブイ、浮子類)	-		
		発泡スチロール製フロート	-		
		合成ゴム製おもり			天然ゴム製おもりは、ゴムくずに 該当
		包装資材(ビニール袋、PP バンド)	1		
		アナゴ筒(筒、フタ)	1	0	_
		プラスチックパレット	1		
		発泡スチロール製魚箱	1		
		化学繊維ウエス類			天然繊維ウエス類は、繊維くずに 該当。油を多く含むものは、廃油 との混合物に該当することがあ る。
		FRP 船	1		_
		プラスチック製たこ壺			陶器製たこ壺は、ガラス陶磁器くず に該当
	+金属くず +特管廃酸	バッテリー			バッテリーは特別管理産業廃棄物 に該当
	ゴムくず	天然ゴム製おもり		0	金属入りおもりは、金属くずとの 混合物に該当。合成ゴム製おもり は、廃プラスチック類に該当
	金属くず	廃缶類			
		廃ワイヤー類		0	
		おもり (鉛)			_
		鋼船			
	ガラス/陶磁器くず	陶器製たこ壺		0	プラスチック製たこ壺は、廃プラ
		集魚灯		0	スチック類に該当
	廃油	廃潤滑油	_		_
		ビルジ	_		
		· 塗料		0	性状や成分により廃プラスチック 類や汚泥等に該当することがあ る。
	紙くず	ダンボール			
		包装資材			_
	木くず	木製魚箱			
		船舶の内装材			_
		木製パレット		0	
	繊維くず	天然繊維ウエス類			化学繊維ウエス類は、廃プラスチ
					ック類に該当。油を多く含むもの
					は、廃油との混合物に該当するこ
	A. A. METTEN H	D +1.			とがある。
	魚介類残渣	貝殻	-		水産食料品製造業の事業活動に伴
		付着物残渣	0		い排出されたものは産業廃棄物に 該当

資料:漁業系廃棄物処理ガイドライン(改訂)(環境省環境再生・資源循環局)

なお、町の基幹産業であるホタテガイ養殖業から排出される残渣は事業系一般廃棄 物に分類され、毎年大量の残渣が一般廃棄物の排出量に含まれます。

そのため、一般廃棄物の処理について取り扱う本計画では、ホタテガイ養殖残渣を分けた状況で排出量や資源化量の整理を行うこととします。

(2) 総排出量(ホタテガイ養殖残渣を分けた場合)

本町の総排出量(ホタテガイ養殖残渣を分けた場合)を表 3-13 に示します。本町の 集団回収を含めた総排出量は平成 30(2018)年度が最も多く、その後減少傾向にあり、 令和 2(2020)年度が最も減少しました。令和 3(2021)年度は僅かに増加しています。

表 3-13 ごみ排出量の実績(ホタテガイ養殖残渣を分けた場合)

			H29	H30	R1	R2	R3
行	政区域内人口	人	11,330	11,142	10,932	10,707	10,460
年	間日数	日	365	365	366	365	365
排	出量	t/年	3,443	3,457	3,453	3,308	3,368
	可燃ごみ	t/年	2,603	2,580	2,586	2,517	2,481
	不燃ごみ	t/ 年	147	119	171	144	194
	粗大ごみ	t/ 年	150	195	195	147	189
	資源ごみ	t/ 年	543	563	501	492	504
	その他	t/ 年	0	0	0	8	0
集	団回収	t/ 年	26	24	24	20	19
	紙類	t/ 年	24	22	21	18	18
	金属類	t/ 年	0	1	1	1	1
	アルミ	t/ 年	0	0	0	0	0
	ガラス類	t/年	2	1	2	1	0
	その他	t/ 年	0	0	0	0	0
総	排出量	t/ 年	3,469	3,481	3,477	3,328	3,387

[※]四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

(各年 10 月 1 日)

(3) 1人1日当たり総排出量

1人1日当たり総排出量の実績を表3-14及び図3-2に示します。

令和3(2021)年度の本町の資源等を含む1人1日当たり総排出量は887/人日であり、 平成29(2017)年度から増加傾向です。

一方、全国平均や青森県平均と比較すると、平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度までの1人1日当たり総排出量は、全国平均、青森県平均を下回っています。

表 3-14 1人1日当たり総排出量の実績

		H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たりの総排出量	g/人日	839	856	869	852	887
全国平均	g/人日	920	919	918	901	ı
青森県平均	g/人日	1,002	1,002	1,003	993	

※全国平均、青森県平均は令和2年度データが最新となります。

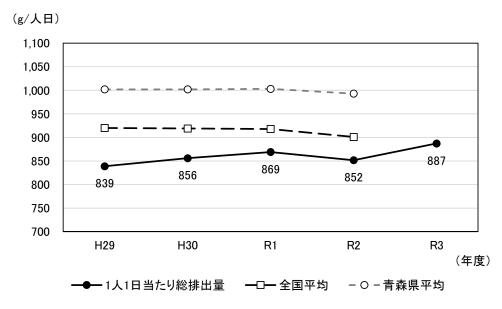


図 3-2 1人1日当たり総排出量の実績

8. 処理・処分の実績

(1) 中間処理施設への搬入量(破砕選別処理施設施設を含む)

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは青森市清掃工場に搬入しています。青森市清掃工場への搬入量(破砕選別処理施設を含む)の実績を表 3-15 に示します。搬入量は年間約 2,800t 前後で推移しています。

表 3-15 青森市清掃工場への搬入・搬出量(破砕選別処理施設を含む)の実績

			H29	H30	R1	R2	R3
青森清掃工場搬入量 (破砕選別処理施設含む) t/年		2,847	2,851	2,884	2,779	2,771	
	可燃ごみ	t/年	2,603	2,580	2,586	2,517	2,481
	不燃ごみ	t/年	94 75 103	115	101		
	粗大ごみ	t/年	150	195	195	147	189
搬	 出物	t/年	338	319	316	300	296
	焼却残渣(飛灰)	t/年	87	104	75	82	80
	スラグ	t/年	112	118	120	116	113
	金属類	t/年	64	12	22	15	7
	不燃残渣等	t/年	75	85	99	87	96

資料:一般廃棄物処理実態調査結果及び町調査結果

(2) 資源化量とリサイクル率

資源化量とリサイクル率の実績を表 3-16 及び図 3-3 に示します。

資源化量とリサイクル率はともに、平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度にかけて減少傾向にあります。

表 3-16 資源化量とリサイクル率の実績

	区分/年度		H29	H30	R1	R2	R3
資	資源化量		745	717	667	643	643
	可燃ごみ処理施設(資源化) 破砕選別処理施設	t/年	176	130	142	131	120
	リサイクル施設	t/年	543	563	501	492	504
	集団回収	t/年	26	24	24	20	19
IJ-	リサイクル率 t/年		21.5	20.6	19.2	19.3	19.0

資料:一般廃棄物処理実態調査結果

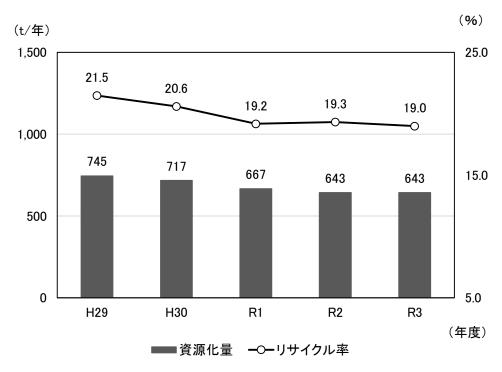


図 3-3 資源化量とリサイクル率の推移

(3) 最終処分

最終処分量の実績を表 3-17 に示します。

最終処分量は平成29(2017)年度以降、増加傾向にあります。

内訳をみると、焼却残渣(飛灰)は平成30(2018)年度に一旦増加しましたが、令和元(2019)年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

また、不燃残渣等は増減を繰り返しており、平成 29(2017)年度に最も減少し、令和元(2019)年度に最も増加しました。

直接最終処分も増減を繰り返しており、令和2(2020)年度に最も減少し、令和3(2021)年度には再び増加しています。

区分/年度 R2 R3 H29 H30 R1 埋立量 t/年 216 233 242 200 269 焼却残渣(飛灰) t/年 87 104 75 82 80 75 99 87 96 不燃残渣等 t/年 85 54 44 68 直接最終処分 t/年 31 93

表 3-17 最終処分量の実績

資料:一般廃棄物処理実態調査結果及び町調査結果

9. ごみ処理の評価

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境 負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。類似市町村との比較(令和 2 [2020] 年 度)を表 3-18 及び図 3-4 に示します。

類似市町村の平均値と比較すると、本町では「人口1人1日当たり総排出量」及び「廃棄物からの資源回収率 (RDF²・セメント原料化を除く)」は平均値とほぼ同じ水準にあります。

「廃棄物のうち最終処分される割合」は低い水準にあります。

「人口1人当たり年間処理経費」は平均値よりやや高い水準であり、「最終処分減量に要する費用」は平均値より低い状況になっています。

27 2 72 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75										
平内町	類似市町村 平均値									
852	835									
19.3%	20.3%									
6.0%	11.5%									
19,893	14,557									
35,718	47,960									
	852 19.3% 6.0% 19,893									

表 3-18 類似市町村との比較(令和2〔2020〕年度)

資料:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2[2020]年実態調査結果) ※類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似

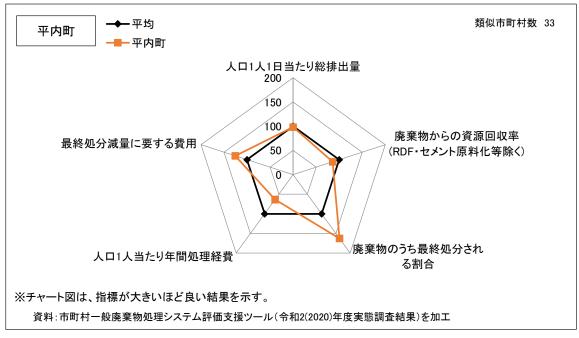


図 3-4 類似市町村との比較(令和2[2020]年度)

団体別市町村財政指数表」に示される類型によります。

_

² 廃棄物を原料として製造された燃料(RDF: Refuse Derived Fuel)

第3節 目標達成状況と課題

1. 排出抑制

1人1日当たり総排出量の実績を表3-19に示します。

全国平均や青森平均と比較すると、平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年度までの資源等を含む本町の1人1日当たり総排出量は、全国平均、青森県平均を下回っています。

		H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たりの総排出量	g/人日	839	856	869	852	887
全国平均	g/人日	920	919	918	901	-
青森県平均	g/人日	1,002	1,002	1,003	993	

表 3-19 1人1日当たり総排出量の実績

一方で、平成29(2017)年度以降、本町の1人1日当たり総排出量は、増加傾向にあります。このうち、事業系ごみの排出量はほぼ一定量で推移していますが、家庭系ごみの増加が顕著に現れています。このため、ごみの減量化、分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要があります。

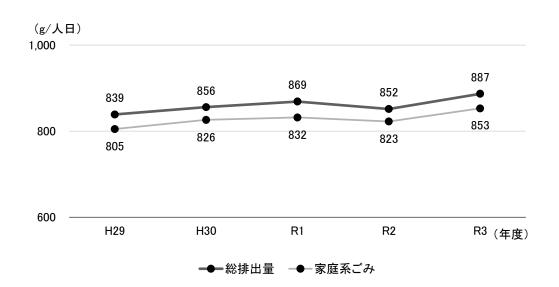


図 3-5 1人1日あたりのごみ総排出量と家庭系ごみ実績の比較

また、表 3-20 に示すように、令和 3(2021)年度の実績値と青森県の目標値を比較すると、1人1日当たり総排出量は目標値を達成していますが、リサイクル率が目標値に達していません。このことから、可燃ごみ中含まれた資源化可能な紙類等の分別強化が必要となっています。

表 3-20 令和3年度実績と県の目標値

			実績	青森県の目標値
			令和3年度	令和7年度
平内町	1人1日当たり総排出量	g/人日	887.1	940.0
	リサイクル率	%	19.0	34.0

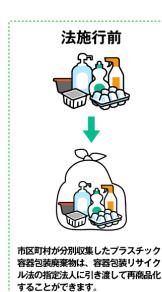
凡例(実績):達成 🔲 、未達成 🔲

2. 収集•運搬

「ごみ処理基本計画策定指針」では、表 3-21 に示すように、標準的な分別収集区分を 類型 I ~Ⅲの三段階に分類しています。

現在、本町から排出される生ごみ、廃食品を可燃ごみとして焼却していることから類型はⅡとなり、類型Ⅲへの段階的な取組が求められています。

また、「プラスチック資源循環促進法」が令和 4(2022)年 4 月 1 日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように市民に周知するよう努めなければならないことになりました。この制度により、プラスチックの分別収集は、プラスチック製容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集するか、あるいはプラスチック製容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に収集するかを決定しなければなりません。そして、市区町村の状況に応じて「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人に委託して再商品化するのか、再商品化実施者と連携して再商品化を行うのか、関係者間で検討することが必要となっています。





市町村は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集する方法(左)、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に分別収集する方法(右)により、分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に委託する又は再商品化計画の認定を受けることで再商品化することができます。

容器包装リサイクル法の 指定法人へ引き渡すことで 再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

資料:環境省

図 3-6 プラスチック資源循環法施行後のプラスチックごみ分別

表 3-21 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分												
	①資源回収 する容器 包装①-1 アルミ缶・スチール缶 1-2 ガラスびん 1-3 ペットボトル素材別に排出源で分別するか、又 は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する												
類 型	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)												
I T	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)												
	⑥燃やさないごみ												
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ												
	⑧粗大ごみ												
米古	①資源回収する容器 包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶												
類 型	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)												
П	④小型家電												
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)												
	⑥燃やさないごみ												
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ												
	⑧粗大ごみ												
	①資源回収する容器 包装 ①-1 アルミ缶・スチール缶												
類	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)												
型 皿	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス												
	④小型家電												
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)												
	⑥燃やさないごみ												
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ												
	⑧粗大ごみ												

資料:ごみ処理基本計画策定指針(環境省)

3. 最終処分

最終処分量は、平成 29 (2017) 年度の 216 t から令和 3 (2021) 年度の 269 t と増加しました。貴重な最終処分場を使用していくため、最終処分量の削減を図ることが必要です。

4. 処理経費

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いた比較結果では、本町の「人口 1 人当たり年間処理経費」は、類似市町村の平均値より高くなっています。

処理コスト低減のため、更なる処理効率化を目指すことが必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念と基本方針

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、「第六次平内町長期振興計画」で定めたとおりとし、町民・事業者・行政の三者の協働により、より一層、ごみ減量化推進やリサイクル促進の強化が求められます。

『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

基本方針 [:

ごみ減量化対策の充実

ごみの減量化対策として、資源ごみの分別徹底を図るとともに「水切り」「食品ロス削減に向けた普及啓発」「家庭用生ごみ処理機の普及」を推進し、手軽にできるごみの減量化を推進します。

基本方針Ⅱ:

リサイクル促進の強化

リサイクル製品の積極的な使用について啓発活動に努めます。また、学習の場を 提供し、リサイクル推進の必要性等の意識を高めます。

基本方針Ⅲ:

不法投棄防止対策の強化

- 1 「ポイ捨て」による不法投棄があとを絶たないため、小学校児童を対象とした環境ポスターコンクールを実施し掲示することで、子供から大人まで環境意識の向上を図ります。
- 2 また、関係機関と連携して監視体制の強化を図り、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

• 最終処分量: 162t/年 リサイクル促進の強化ごみ減量化対策の充実 発生抑制 • 排出抑制計画 生活環境・自然環境の確保 町の役割 ① 食品ロスの削減・食品廃棄物の排出抑制 ② 環境教育・啓発活動の充実 ③ 資源ごみの収集品目の拡大 ④ 集団回収の促進 ⑤ 不法投棄に対する取り組み 町民の役割 ① 集団回収の促進生 ② 生ごみの発生抑制 ③ ごみ分別の徹底 ④ 容器包装廃棄物の発生抑制 事業者の役割 ① 過剰包装の抑制 ② 食品廃棄物の排出抑制 ③ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制 ④ ホタテガイ養殖残渣の処理方法の模索 収集·運搬計画 中間処理計画 最終処分計画 その他の廃棄物対策

目 標(令和14〔2032〕年度)

・リサイクル率:28.3%

基本方針

• 1 人 1 日当たりごみ排出量: 786.9g/人日

図 4-1 施策体系図

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

1. 推計方法

ごみ排出量等の推計は、過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線に当てはめる数学的手法(トレンド法)を用いて行います。

本計画で使用する推計式の概要を表 4-1 に示します。

この予測方法は、過去数年間の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5年先、10年先といった中長期の予測に適した方法であるため、直近の将来値とは乖離することもあります。推計式の採用は、各推計式の決定係数(各予測式の実績への当てはまりの度合い)や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用しました。なお、推計結果については資料編に示します。

推計式の種類 模式図 特徴 ①一次傾向線 最も基本となる式であり、傾きが一定 y=a+b•x で直線的に推移する式。直線的に増減 することから、長期の予測では不自然 原点 な傾向になることもあり、予測値の妥当 性を判断する必要がある。 ②一次指数曲線 実績値にばらつきが少ない場合に良 v=a•b^x く適合する式である。式の特性上、数値 (a>0, 0<b<1)が急激に変化する場合があることから、 長期的な予測では推計値の妥当性に 原点 ついて判断する必要がある。 ③べき乗曲線 実績の変動に対して将来的に徐々に y=a•x^b 緩やかな傾向へと変化するため、長期 (a>0, b<0)的な推計において、比較的あてはまり が良い。 原点 4 対数曲線 徐々に増減率が収束していくような推 y=a+b•logx 移となる予測式である。長期の予測でも (x>0)実績値との乖離が比較的少ない。 百占

表 4-1 本計画で使用する推計式の概要

^{※「}ごみ処理施設構造指針解説(厚生省水道環境部監修)(1987 年 8 月)」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の3つです。3つの式のみから将来の動きを判断することは難しいため、対数曲線を加えて検討しました。なお、べき曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いました。

2. 人口の見通し

本町の将来人口は、令和 2(2020)年 3 月に策定した「まち・ひと・しごと創成平内町人口ビジョン (2020 年改訂版)」より、令和 7(2025) 年度に 8,993 人、令和 12(2030) 年度に 8,071 人とします。その間の年度については直線補間により設定します。令和 13(2031) 年度以降については、令和 7(2025) 年度~令和 12(2030) 年度の傾向が継続するものとします。

将来人口の予測結果を表 4-2 に示します。

表 4-2 将来人口の予測結果

区分	年度	人口 (人)			
	H29	11,330			
	H30	11,142			
実績	R1	10,932			
	R2	10,707			
	R3	10,460			
	R4	10,093			
	R5	9,726			
	R6	9,359			
	R7	8,993			
	R8	8,809			
予測	R9	8,625			
	R10	8,441			
	R11	8,257			
	R12	8,071			
	R13	7,919			
	R14	7,767			

資料:平内町人口ビジョン(2020年改訂版)より作成

3. モデルケースの設定

本計画の目標値設定に当たり、以下のようにモデルケースを設定します。

表 4-3 モデルと内容

Τ.	<u></u> デル	施策内容	目標年度における			
	<i>T IV</i>		数値目標等の設定			
	モデル 1-1	・分別の徹底による資源化の向上	・可燃ごみ中の紙類等約 17g/			
	- 7 /V I-I	(現在実施している施策の強化)	人日を資源に分別			
モデル 1		・生ごみの発生抑制(現在実施して	・生ごみの約 62g/人日を水切			
	モデル 1-2	いる施策の強化)	りの徹底等により排出抑制			
	モ テル 1-2	・食品ロス・食品廃棄物の排出抑	・食品ロスの削減として約32g/			
		制(現在実施している施策の強化)	人日を排出抑制			
モデル 2		- ・プラスチックの分別(新しい施策)	・可燃ごみ中のプラスチック約			
モテル2		「ファインプリングルート」	33g/人日を資源に分別			

【数値目標等の設定例】

- 紙類の分別:令和3年度(R3)家庭系ごみ853.0g×分別2%(想定値)=17.1g/
 人日
- 生ごみの発生抑制: R3 家庭系ごみ 853.0g×生ごみ 28.0%×水切りの徹底等による発生抑制 26% (想定値) =62.1g/人日
 - ※可燃ごみに含まれる生ごみの割合は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 28.0% (湿ベース換算) と想定します。
- 食品ロス: R3 家庭系ごみ 853. 0g×食品ロス 10. 4%×削減 36. 5% (想定値) = 32. 4/ 人日
 - ※食品ロスの割合は「第4次青森県循環型社会形成推進計画」より、令和3(2021)年度の10.4%と想定します。
- プラの分別: R3 家庭系ごみ 853.0g×プラの割合 29.9%×分別 13%(想定値)= 33.2g/人日
 - ※プラスチックの割合は「第 4 次青森県循環型社会形成推進計画」より、令和 3(2021)年度の 29.9% と想定します。

表 4-4 モデルの組合せによるケーススタディの設定

ケース1	現状の施策を継続した場合
ケース2	モデル1とモデル2を全て実施し、施策を強化した場合

45

4. 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース1)

現状の施策を継続した場合(ケース1)のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

表 4-5 現状の施策を継続した場合のごみ排出量(ケース 1)

区分/年度				実績							予	則					
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口	人	11,330	11,142	10,932	10,707	10,460	10,093	9,726	9,359	8,993	8,809	8,625	8,441	8,257	8,071	7,919	7,767
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
総排出量	t/年	3,469	3,481	3,477	3,328	3,387	3,267	3,173	3,058	2,948	2,897	2,852	2,790	2,736	2,682	2,644	2,590
家庭系ごみ	t/年	3,329	3,361	3,329	3,223	3,257	3,135	3,040	2,925	2,817	2,766	2,721	2,661	2,607	2,553	2,516	2,463
可燃ごみ	t/年	2,543	2,528	2,530	2,463	2,373	2,321	2,247	2,160	2,078	2,038	2,003	1,957	1,916	1,874	1,846	1,806
不燃ごみ	t/年	93	75	103	113	191	150	152	152	151	153	154	154	154	154	154	153
粗大ごみ	t/年	150	195	195	147	189	162	157	150	144	141	139	136	133	130	128	125
資源ごみ	t/年	543	563	501	492	504	502	484	463	444	434	425	414	404	395	388	379
その他	t/年	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	26	24	24	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
事業系ごみ	t/年	114	96	124	85	111	113	114	114	112	112	112	110	110	110	109	108
可燃ごみ	t/年	60	52	56	54	108	74	77	78	78	78	79	78	78	79	79	78
不燃ごみ	t/年	54	44	68	31	3	39	37	36	34	34	33	32	32	31	30	30
1人1日当たり総排出量	g/人日	838.8	855.9	869.0	851.6	887.1	886.8	891.4	895.2	898.1	901.0	903.5	905.6	907.8	910.4	912.2	913.6
家庭系ごみ	g/人日	805.0	826.3	831.9	822.6	853.0	851.0	853.8	856.2	858.3	860.3	862.0	863.6	865.1	866.4	867.8	873.6
可燃ごみ	g/人日	614.9	621.6	632.3	630.2	621.5	630.1	631.2	632.2	633.0	633.8	634.5	635.1	635.7	636.2	636.8	637.2
不燃ごみ	g/人日	22.5	18.4	25.7	28.9	50.0	40.6	42.7	44.5	46.1	47.6	48.9	50.1	51.2	52.2	53.2	54.1
粗大ごみ	g/人日	36.3	47.9	48.7	37.6	49.5	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0
資源ごみ	g/人日	131.3	138.4	125.2	125.9	132.0	136.3	135.9	135.5	135.2	134.9	134.6	134.4	134.2	134.0	133.8	133.6
集団回収	g/人日	6.3	5.9	6.0	5.1	5.0	5.3	5.2	5.1	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8	4.7	4.7	4.7
事業系ごみ	g/人日	27.6	23.6	31.0	21.7	29.1	30.5	31.3	32.1	32.8	33.5	34.1	34.7	35.2	35.7	36.2	36.6
可燃ごみ	g/人日	14.5	12.8	14.0	13.8	28.3	20.0	20.8	21.6	22.3	23.0	23.6	24.2	24.7	25.2	25.7	26.1
不燃ごみ	g/人日	13.1	10.8	17.0	7.9	0.8	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
1日当たり総排出量	t/日	9.43	9.47	9.44	9.06	9.22	8.90	8.62	8.32	8.03	7.89	7.74	7.59	7.44	7.29	7.17	7.05
家庭系ごみ	t/日	9.12	9.21	9.10	8.83	8.92	8.59	8.31	8.01	7.72	7.58	7.43	7.29	7.14	6.99	6.87	6.75
事業系ごみ	t/日	0.31	0.26	0.34	0.23	0.3	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30

※四捨五入の関係から内訳と合計が合わない場合があります。

46

表 4-6 現状の施策を継続した場合の処理処分量(ケース 1)

					実績								予測					
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	森市清掃工場搬入量 な砕選別処理施設含む)	t/年	2,847	2,851	2,884	2,779	2,771	2,665	2,591	2,499	2,413	2,371	2,336	2,287	2,244	2,201	2,172	2,129
	可燃ごみ	t/年	2,603	2,580	2,586	2,517	2,481	2,395	2,324	2,238	2,156	2,116	2,082	2,035	1,994	1,953	1,925	1,884
	不燃ごみ	t/年	94	75	103	115	101	108	110	111	113	114	115	116	117	118	119	120
	粗大ごみ	t/年	150	195	195	147	189	162	157	150	144	141	139	136	133	130	128	125
	焼却残渣(飛灰)	t/年	87	104	75	82	80	77	75	72	70	69	68	66	65	64	63	62
搬出	スラグ	t/年	112	118	120	116	113	109	106	102	98	97	95	93	92	90	89	87
物	金属類	t/年	64	12	22	15	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5
	不燃残渣等	t/年	75	85	99	87	96	92	90	86	83	82	81	79	78	76	75	74
IJ٠	サイクル施設搬入量	t/年	543	563	501	492	504	502	484	463	444	434	425	414	404	395	388	379
資	源化量	t/年	745	717	667	643	643	715	690	662	637	625	613	598	586	574	564	552
	可燃ごみ処理施設(資源化) 破砕選別処理施設	t/年	176	130	142	131	120	193	187	180	174	172	169	165	163	160	157	154
	リサイクル施設	t/年	543	563	501	492	504	502	484	463	444	434	425	414	404	395	388	379
	集団回収	t/年	26	24	24	20	19	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
IJ٠	サイクル率	%	21.5	20.6	19.2	19.3	19.0	21.9	21.7	21.6	21.6	21.6	21.5	21.4	21.4	21.4	21.3	21.3
埋	立量	t/年	216	233	242	200	269	259	252	242	234	231	227	222	218	214	211	208
	焼却残渣(飛灰)	t/年	87	104	75	82	80	77	75	72	70	69	68	66	65	64	63	62
	不燃残渣等	t/年	75	85	99	87	96	92	90	86	83	82	81	79	78	76	75	74
	直接最終処分	t/年	54	44	68	31	93	90	87	84	81	80	78	77	75	74	73	72
最	 終処分率	%	6.2	6.7	7.0	6.0	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0

※四捨五入の関係から内訳と合計が合わない場合があります。

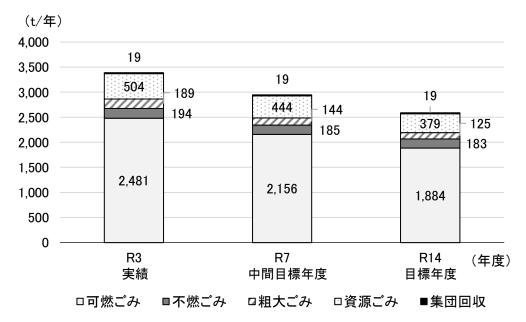


図 4-2 現状の施策を継続した場合のごみ排出量の推移

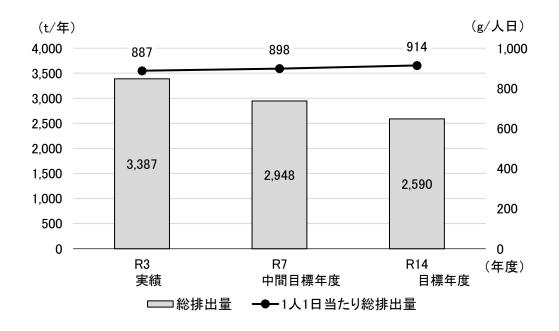


図 4-3 現状の施策を継続した場合の1人1日当たり総排出量の推移

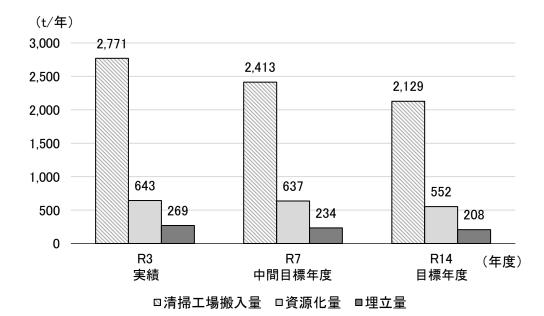


図 4-4 現状の施策を継続した場合の清掃工場搬入量、資源化量、埋立量の推移

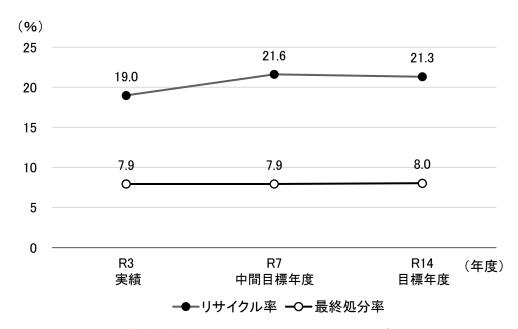


図 4-5 現状の施策を継続した場合のリサイクル率及び最終処分率の推移

5. 施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し(ケース2)

現在実施している施策を強化した場合(ケース2)のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

表 4-7 施策を強化した場合のごみ排出量(ケース2)

区分/年度				実績								予測					
区分/ 年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口	人	11,330	11,142	10,932	10,707	10,460	10,093	9,726	9,359	8,993	8,809	8,625	8,441	8,257	8,071	7,919	7,767
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
総排出量	t/年	3,469	3,481	3,477	3,328	3,387	3,220	3,063	2,918	2,780	2,702	2,629	2,544	2,466	2,389	2,326	2,250
家庭系ごみ	t/年	3,329	3,361	3,329	3,223	3,257	3,089	2,933	2,789	2,654	2,575	2,503	2,418	2,341	2,265	2,203	2,127
可燃ごみ	t/年	2,543	2,528	2,530	2,463	2,373	2,263	2,161	2,025	1,899	1,814	1,736	1,650	1,571	1,494	1,428	1,351
不燃ごみ	t/年	93	75	103	113	191	171	152	152	151	153	154	154	154	154	154	153
粗大ごみ	t/年	150	195	195	147	189	172	157	150	144	141	139	136	133	130	128	125
資源ごみ	t/年	543	563	501	492	504	483	463	462	460	467	474	478	483	487	493	498
その他	t/年	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団回収	t/年	26	24	24	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
事業系ごみ	t/年	114	96	124	85	111	112	111	110	107	108	107	107	106	105	104	104
可燃ごみ	t/年	60	52	56	54	108	91	74	74	73	74	74	75	74	74	74	74
不燃ごみ	t/年	54	44	68	31	3	21	37	36	34	34	33	32	32	31	30	30
1人1日当たり総排出量	g/人日	838.8	855.9	869.0	851.6	887.1	869.0	855.4	848.7	841.7	834.6	827.2	819.7	812.0	804.2	796.1	786.9
家庭系ごみ	g/人日	805.0	826.3	831.9	822.6	853.0	838.7	824.1	816.6	808.9	801.1	793.1	785.0	776.8	768.5	759.9	750.3
可燃ごみ	g/人日	614.9	621.6	632.3	630.2	621.5	614.4	607.2	592.9	578.6	564.3	550.0	535.7	521.4	507.1	492.7	476.7
生ごみ等の削減	g/人日	-	-	-	-	-	-	9.3	18.6	27.9	37.2	46.5	55.8	65.1	74.4	84.0	94.5
紙類の資源化	g/人日	-	-	-	-	-	-	1.7	3.4	5.1	6.8	8.5	10.2	11.9	13.6	15.2	17.1
プラ類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	3.3	6.6	9.9	13.2	16.5	19.8	23.1	26.4	29.6	33.2
不燃ごみ	g/人日	22.5	18.4	25.7	28.9	50.0	46.4	42.7	44.5	46.1	47.6	48.9	50.1	51.2	52.2	53.2	54.1
粗大ごみ	g/人日	36.3	47.9	48.7	37.6	49.5	46.8	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0	44.0
資源ごみ	g/人日	131.3	138.4	125.2	125.9	132.0	131.1	130.2	135.2	140.2	145.2	150.2	155.2	160.2	165.2	170.0	175.5
紙類の資源化	g/人日	-	-	-	-	-	-	1.7	3.4	5.1	6.8	8.5	10.2	11.9	13.6	15.2	17.1
プラ類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	3.3	6.6	9.9	13.2	16.5	19.8	23.1	26.4	29.6	33.2
集団回収	g/人日	6.3	5.9	6.0	5.1	5.0	5.1	5.2	5.1	5.1	5.0	4.9	4.9	4.8	4.7	4.7	4.7
事業系ごみ	g/人日	27.6	23.6	31.0	21.7	29.1	30.3	31.3	32.1	32.8	33.5	34.1	34.7	35.2	35.7	36.2	36.6
可燃ごみ	g/人日	14.5	12.8	14.0	13.8	28.3	24.6	20.8	21.6	22.3	23.0	23.6	24.2	24.7	25.2	25.7	26.1
不燃ごみ	g/人日	13.1	10.8	17.0	7.9	0.8	5.7	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5

[※]四捨五入の関係から内訳と合計が合わない場合があります。

^{※1} 人 1 日当たり排出量の令和 4 年度予測は、令和 3 年度実績から急激な増加あるいは減少となるため、令和 3 年度実績と令和 4 年度予測の平均値としました。

50

表 4-8 施策を強化した場合の処理処分量(ケース2)

					実績								予測					
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	「清掃工場搬入量 選別処理施設含む)	t/年	2,847	2,851	2,884	2,779	2,771	2,634	2,502	2,360	2,229	2,143	2,064	1,977	1,895	1,816	1,749	1,670
	可燃ごみ	t/年	2,603	2,580	2,586	2,517	2,481	2,354	2,235	2,099	1,972	1,888	1,810	1,725	1,645	1,568	1,502	1,425
	不燃ごみ	t/年	94	75	103	115	101	108	110	111	113	114	115	116	117	118	119	120
	粗大ごみ	t/年	150	195	195	147	189	172	157	150	144	141	139	136	133	130	128	125
	焼却残渣(飛灰)	t/年	87	104	75	82	80	76	72	68	64	62	60	57	55	52	51	48
搬出	スラグ	t/年	112	118	120	116	113	107	102	96	91	87	84	81	77	74	71	68
出物	金属類	t/年	64	12	22	15	7	7	6	6	6	5	5	5	5	5	4	4
	不燃残渣等	t/年	75	85	99	87	96	91	87	82	77	74	71	68	66	63	61	58
リサイ	クル施設搬入量	t/年	543	563	501	492	504	483	463	462	460	467	474	478	483	487	493	498
資源化	這量	t/年	754	717	667	643	643	692	662	651	640	640	642	640	639	637	638	637
	可燃ごみ処理施設(資源化) 破砕選別処理施設	t/年	176	130	142	131	120	190	180	170	161	154	149	143	137	131	126	120
	リサイクル施設	t/年	543	563	501	492	504	483	463	462	460	467	474	478	483	487	493	498
	集団回収	t/年	26	24	24	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
リサイ	<u>-</u> クル率	%	21.5	20.6	19.2	19.3	19.0	21.5	21.6	22.3	23.0	23.7	24.4	25.2	25.9	26.7	27.4	28.3
埋立量	t	t/年	216	233	242	200	269	255	243	229	216	208	200	191	185	176	171	162
	焼却残渣(飛灰)	t/年	87	104	72	82	80	76	72	68	64	62	60	57	55	52	51	48
	不燃残渣等	t/年	75	85	99	87	96	91	87	82	77	74	71	68	66	63	61	58
	直接最終処分	t/年	54	44	68	31	93	88	84	79	75	72	69	66	64	61	59	56
最終処	<u></u>	%	6.2	6.7	7.0	6.0	7.9	7.5	7.9	7.8	7.8	7.7	7.6	7.5	7.5	7.4	7.4	7.2

※四捨五入の関係から内訳と合計が合わない場合があります。

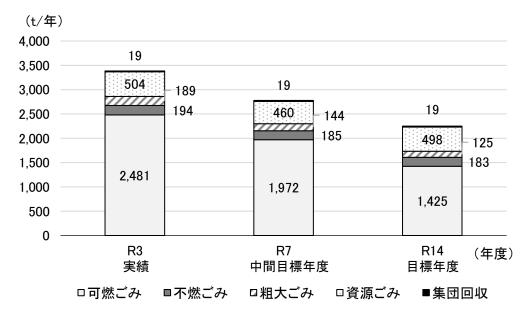


図 4-6 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

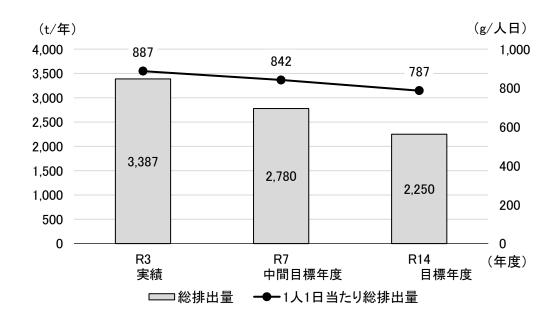


図 4-7 施策を強化した場合の 1 人 1 日当たり総排出量の推移

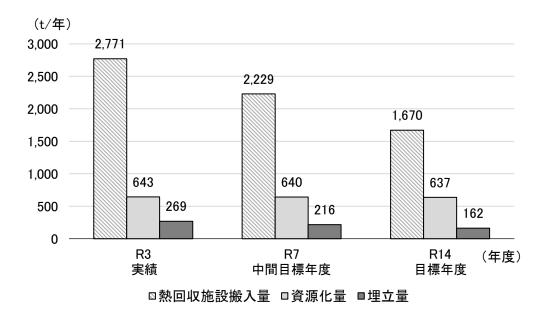


図 4-8 施策を強化した場合の清掃工場搬入量、資源化量、埋立量の推移

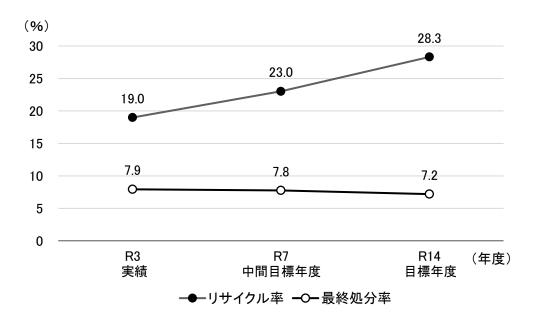


図 4-9 施策を強化した場合のリサイクル率及び最終処分率の推移

6. 各ケースの比較結果

各ケースの比較結果を示します。

[ケース1] 現状の施策を継続した場合 (P45-P48)

[ケース2] 施策を強化した場合 (P49-P52)

表 4-9 各ケースの比較

		出什	実績値	推計	十値
		単位	R3	R7	R14
1人1日当たり総排出量	ケース1	~/ D	887.1	898.1	913.6
「人」ロヨたり応伊山里	ケース2	g/人日	007.1	841.7	786.9
リサイクル率	ケース1	%	19.0	21.6	21.3
リッイグル学	ケース2	90	19.0	23.0	28.3
処分量	ケース1	t/年	269	234	208
地力里	ケース2	U 4	209	216	162

以上より、本計画の目標値を次のように設定します。

◆中間目標年度(令和7[2025]年度)における目標値

1人1日当たり総排出量:令和3(2021)年度比で約45g/人日削減

・リサイクル率:約23%

・最終処分量: 令和 3(2021) 年度比で約 53 t /年削減

◆計画目標年度(令和14[2032]年度)における目標値

1人1日当たり総排出量:令和3(2021)年度比で約100g/人日削減

・リサイクル率:約28%

- 最終処分量: 令和 3(2021) 年度比で約 107 t /年削減

7. 目標値の達成

表 4-10 に示すように、ケース 2 の採用により、目標値を達成できる見込みです。

表 4-10 目標値を達成した場合の指標

	令和3年度	令和7年度	令和14年度
	実績	中間目標年度	目標年度
1人1日当たり排出量	887.1g/人日	841.7 g/人日	786.9 g/人日
(資源除く)	007.1g/ 八口	(約45 g削減)	(約100 g削減)
リサイクル率	19.0%	23.0%	28.3%
最終処分量	269 t/年	216 t/年	162 t/年
取於処力里	209 t/ 4	(53 t削減)	(107 t削減)

第3節 発生抑制·排出抑制計画

令和3年度のごみ総排出量は平成29年度以降増加傾向にあり、目標を達成するためには、循環型社会を形成する必要があります。そのためには、改めて発生抑制、排出抑制の大切さを認識し、町民、事業者、行政が一体となって取り組むことが不可欠です。各施策を達成するために、町民、事業者、行政の役割を明確にします。

1. 町の役割

① 食品ロスの削減・食品廃棄物の排出抑制

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、約600万t(平成30年度農林水産省推計)と推計されています。

令和元(2019)年 10 月に食品ロス削減推進法が施行され、青森県でも令和 3(2021)年 3 月に策定された「第 4 次青森県循環型社会形成推進計画」の中で、食品ロスの削減目標等を掲げています。

現在、本町では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機購入の際の補助などを行っていますが、そのほかにも次のような施策を検討しながら実施します。

表 4-11 食品ロスの削減に向けた施策(案)(1/2)

施策例	内容
食品ロス・食品廃棄物の削減対策の検	可燃ごみに未利用食品、食べ残しがどの程度含まれ
討	ているかを調査し、本町にそった対策を検討します。
	意識調査の実施を検討します。
生ごみ等の資源化方法の調査	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入でき
	るか検討を行います。
3010(さんまるいちまる)運動の周知	宴会や会食において、「最初の30分間と最後の10分
	間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」と
	いう3010(さんまるいちまる)運動を啓発します。
食べきり協力店の登録制度の紹介	食品ロス削減に取り組んでいる店舗、またはこれから
	取り組もうとしている店舗を「食べきり協力店」として登
	録し、その取り組みを応援します。
飲食店での食べ残しが少なくなる工夫	飲食店及び利用者に対して、食べ残しを減らすための
のお願い	ポスターの掲示、呼びかけ等の啓発を行います。
	また、飲食店に小盛メニューの導入、食べ残してしま
	った場合は、持ち帰りができるようを御願いするととも
	に、町民にもこのような取り組みを紹介します。

表 4-12 食品ロスの削減に向けた施策(案)(2/2)

施策例	内容
買い物の際、すぐ食べる場合は陳列順	すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な
に購入する	食品から購入するよう、購入者へ呼びかけを行いま
	す。
食材を無駄にしないレシピ、食ロスゼロ	「食材をできるだけそのまま使用すること」または「調
レシピの紹介	理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法
	で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピを紹介
	します。
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品
	や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄付を
	受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役
	立てる活動を紹介します。
フードドライブなどへの寄付	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする
	人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動です。イ
	ベントの開催時にフードドライブの実施を検討し寄付を
	募ります。
食育	施設見学会やごみに関する講座を開催する際に、給
	食の食べ残しを減らすように啓発します。

② 環境教育・啓発活動の充実

町民、事業者に対してごみの排出量や処理費用などの情報を提供し、ごみの見える 化を図ります。

また、今後の施策や町、町民、事業者の役割を明確にしたうえで各種取り組みの啓発を図ります。

③ 資源ごみの収集品目の拡大

資源化を進めるためには、可燃ごみ、不燃ごみとして処理されているものを資源化していくことが重要です。新たに資源ごみと認定されたものについては積極的に取り入れ、資源化を図りごみ排出量の抑制に努めます。

④ 集団回収の促進

支援制度の充実を図り、集団回収を行う団体の増加を目指すほか、団体への助言・ 指導を継続して行きます。

⑤ 不法投棄に対する取り組み

定期的なパトロールによる監視や、不法投棄箇所に監視カメラ等の設置を行い、不 法投棄の摘発、発生抑制に努めます。 また、既に不法投棄されているものについては、処理責任を明確にし、迅速に処理 するように努めます。

2. 町民の役割

① 集団回収の促進

本町では、資源物集団回収事業を実施しており、これに積極的に参加します。

② 生ごみの発生抑制

食品を「使いきる」、料理を「食べきる」、生ごみの「水気をきる」の3つのきるを 実践する他、コンポスト等で堆肥化して利用する等可燃ごみの大半を占める生ごみ の発生を抑制します。

③ ごみ分別の徹底

町が行っている分別に協力します。

④ 容器包装廃棄物の発生抑制

買い物をする際には、マイバックを持参しレジ袋削減に努めます。

また、商品の購入にあたっては、簡易包装されている商品、詰め替え商品や繰り返し使用可能な容器(リユース容器)を用いている商品を選択し、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組みます。

3. 事業者の役割

① 過剰包装の抑制

物の製造、加工、販売等において、その製品や容器等がごみになった場合に適正な 循環利用ができるよう、消費実態に合わせた容器包装の簡易化を図ります。

② 食品廃棄物の排出抑制

食品小売業においては、売れ残りを減らす仕分けの工夫や、消費期限が近付いている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないように販売方法を工夫します。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫等を行い食べ残しに取組むものと します。

③ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

トイレットペーパー等に再生品を使用するように努めるとともに、使い捨て品の 使用を抑制します。

④ ホタテガイ養殖残渣の処理方法の模索

現在、ホタテガイ養殖残渣は区域内処理ができないことから、民間業者へ処理委託 (焼却、資源化、埋立)しております。大部分は焼却処理していることから資源化に よる再生利用ができる処理方法を模索します。

第4節 収集・運搬計画

1. 収集対象区域

収集・運搬の範囲は現行どおり、本町の行政区域全域とします。

2. 分別収集区分

表 4-13 に示すように、町が収集するごみは家庭から排出される家庭系ごみとし、以下の区分のものとします。

表 4-13 排出形態

		区分	収集頻度	排出形態			
		可燃ごみ	2回/週	ステーション方式 ・指定ごみ袋に入れて出す。			
		不燃ごみ	1回/月	ステーション方式 ・指定ごみ袋に入れて出す。			
		粗大ごみ	年2回	ステーション方式 ・粗大ごみ処理券を貼って出す。			
		アルミ缶					
		スチール缶					
		ガラスびん(無色)		ステーション方式			
		ガラスびん(茶色)		・リサイクルボックス内の分別カ			
家		ガラスびん(その他)	1回/週	ゴへ種類ごとに出す。			
庭		ペットボトル	-				
系	資源ごみ	プラスチック製容器包装					
Ĵ		紙パック		ステーション方式			
み		段ボール		・リサイクルボックスに紙ひもでし			
		その他紙類		ばって種類ごとに出す。			
		使用済小型家電	1回/月	ステーション方式 ・回収ボックスに出す。			
		衣類(古布等)	_	埋立地へ持ち込む。			
	有害ごみ	・蛍光灯・電球・体温計・温度計(水銀式のみ)・カセットボンベ・スプレー缶・電池	1回/月	袋に入れて、リサイクルボックス 内の専用カゴへ入れる。			
		- 电心 - ライター					
٩	事業系ごみ	許可業者又は排出者	随時	許可業者が戸別に収集するか、 排出者が自ら運搬する。			

また、表 3-21 (P38) に示したように、「ごみ処理基本計画策定指針」では、標準的な分別収集区分を類型 $I \sim III$ の三段階に分類しています。現在、本町から排出されるは、生ごみ、廃食品を可燃ごみとして焼却していることから類型は II となり、類型 III への段階的な取組が求められています。

3. 収集•運搬量

家庭系一般廃棄物は、本町が委託した業者が収集・運搬を行います。事業系一般廃棄物は排出者が収集運搬許可業者と契約し、収集・運搬することを基本とします。

収集・運搬量の将来推移 (ケース 2) を表 4-14 に示します。

表 4-14 収集・運搬量の将来推移(ケース2)

(単位:t/年)

		実績	中間目標年度	計画目標年度
		R3	R7	R14
収集	€•運搬量	3,368	2,761	2,231
	可燃ごみ	2,481	1,972	1,425
	不燃ごみ	194	185	183
	粗大ごみ	189	144	125
	資源ごみ	504	460	498

4. 資源化ルート

現在、資源ごみの中間処理及び資源化は民間業者へ委託しており、今後もこの体制を継続します。

なお、集団回収により回収した資源については、資源回収業者から資源化業者に引き渡され、資源化しています。

表 4-15 資源化ルート将来の推移(ケース2)

(単位:t/年)

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
リサイクル施設搬入量	504	460	498

第5節 中間処理計画

1. 中間処理方法

これまでと同様、青森市清掃工場において中間処理及び適正な管理を行い、今後も現体制を継続することとします。

2. 中間処理量

青森市清掃工場における中間処理対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみです。 中間処理の将来推移(ケース 2)を表 4-16 に示します。

表 4-16 中間処理量の将来推移(ケース2)

(単位:t/年)

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
青森市清掃工場搬入量 (破砕選別処理施設含む)	2,771	2,229	1,670
可燃ごみ	2,481	1,972	1,425
不燃ごみ	101	113	120
粗大ごみ	189	144	125

第6節 最終処分計画

1. 最終処分方法

これまでと同様、青森市清掃工場において中間処理を行い、飛灰、粗大ごみ処理残渣等を埋立処分とします。また、適正な最終処分を実施し、最終処分場の延命化に努めます。

2. 最終処分量

最終処分量の将来推移(ケース2)を表4-17に示します。

表 4-17 最終処分量の将来推移(ケース2)

(単位:t/年)

		実績	中間目標年度	計画目標年度
		R3	R7	R14
埋立	量	269	216	162
	焼却残渣(飛灰)	80	64	48
	不燃残渣等	96	77	58
	直接最終処分	93	75	56

第7節 その他の廃棄物対策

1. 災害廃棄物に関する対策

災害発生時には、青森県、青森市及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。

また、国の災害廃棄物対策指針、青森県災害廃棄物処理計画(平成30年3月策定)及び平内町災害廃棄物処理計画(令和5年3月策定)に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

2. 不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、青森県、近隣市町村が実施する不法投棄対策に協力することとします。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1. 処理形態別人口の現状

(1) 国及び青森県の生活排水処理形態別人口

国及び青森県の生活排水処理形態別人口(令和 2 [2020] 年度)を表 5-1 に示します。 生活雑排水(台所や風呂、洗濯等の排水)は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業 集落排水施設、合併処理浄化槽により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま河 川等に放流されています。

令和 2 (2020) 年度の国の生活排水処理率は 88.3%、青森県が 70.4% となっています。 本町では 51.7% であり、国や青森県の平均より低くなっています。

表 5-1 国及び青森県の生活排水処理形態別人口(令和2[2020]年度)

		全国	青森県	平内町	
行政	攻区域内人口(10月1日)	126,739,787	1,263,133	10,572	
	1.計画処理区域内人口	126,739,787	1,263,133	10,572	
	2.水洗化·生活雑排水処理人口	(人)	111,879,611	889,612	5,463
生活	(1)コミュニティ・プラント人口※1	(人)	258,825	0	0
排	(2)合併処理浄化槽人口	(人)	14,420,961	194,314	1,254
水	(3)公共下水道人口	(人)	97,199,825	695,298	1,801
処理形態別-	(4)農業集落排水施設人口	(人)	※ 2	※ 2	1,345
	(5)漁業集落排水施設人口	(人)	※ 2	 ※ 2	1,063
	3.水洗化·生活雜排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		9,319,148	220,025	2,305
시	4.非水洗化人口 (人)	(人)	5,541,028	153,496	2,804
	(1)汲み取り人口	(人)	5,480,653	153,496	2,804
	(2)自家処理	(人)	60,375	0	0
生活	生活排水処理率※3 (%)		88.3%	70.4%	51.7%
水洗化率※4 (%)			95.6%	87.8%	73.5%

資料:全国、青森県は一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、平内町は汚水処理人口普及状況調査結果より作成

- ※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設
- ※2 農業集落排水施設人口及び漁業集落排水施設人口は合併処理浄化槽人口に含む
- ※3 生活排水処理率=水洗化·生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100
- ※4 水洗化率=(水洗化·生活雑排水処理人口+水洗化·生活雑排水未処理人口)÷計画処理区域内人口×100

(2) 生活排水処理形態別人口

本町の処理形態別人口の実績を表 5-2 及び図 5-1 に示します。

表 5-2 処理形態別人口の実績

区分				H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口 (人)		11,226	11,016	10,791	10,572	10,332		
年間日数 (日)		365	365	366	365	365		
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口 (人)		11,226	11,016	10,791	10,572	10,332	
	2.水洗化·生活雜排水処理人口		(人)	5,480	5,494	5,572	5,463	5,375
		(1)コミュニティ・プラント人口※1	(人)	0	0	0	0	0
		(2)合併処理浄化槽人口	(人)	1,378	1,370	1,368	1,254	1,114
		(3)公共下水道人口	(人)	1,601	1,632	1,738	1,801	1,882
		(4)農業集落排水施設人口	(人)	1,438	1,427	1,388	1,345	1,323
		(5)漁業集落排水施設人口	(人)	1,063	1,065	1,078	1,063	1,056
		3.水洗化·生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	Σ	2,554	2,417	2,355	2,305	2,321
		4.非水洗化人口		3,192	3,105	2,864	2,804	2,636
		(1)汲み取り人口	(人)	3,192	3,105	2,864	2,804	2,636
		(2)自家処理	(人)	0	0	0	0	0
生	生活排水処理率※2 (%)		48.8%	49.9%	51.6%	51.7%	52.0%	
水	水洗化率※3 (%)		71.6%	71.8%	73.5%	73.5%	74.5%	

資料:平内町

- ※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設
- ※2 生活排水処理率=水洗化·生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100
- ※3 水洗化率=(水洗化·生活雑排水処理人口+水洗化·生活雑排水未処理人口)÷計画処理区域内人口×100

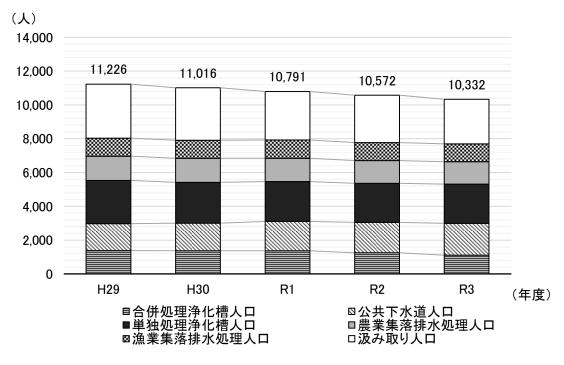


図 5-1 処理形態別人口の推移

2. し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を表 5-3 及び図 5-2 に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥はあおひらクリーンセンターで中間処理し、処理過程で発生した脱水汚泥及びし渣は青森市清掃工場の熱回収施設で有効利用しています。

なお、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は実績が不明であるため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 (2006 改定版)」に示される原単位 (単独処理浄化槽:0.75L/人・日、合併処理浄化槽:1.2L/人・日) を基に設定しています。

単独+合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)=($a \times c + b \times d$) × 365日 × 10⁻³

単独処理浄化槽人口:a、合併処理浄化槽人口:b

単独処理浄化槽原単位:c、合併処理浄化槽原単位:d

c:d=0.75L/人·日:1.2L/人·日

表 5-3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の実績

区分\年度				H29	H30	R1	R2	R3
		し尿	(人)	3,192	3,105	2,864	2,804	2,636
	浄化槽汚泥		(人)	5,370	5,214	5,111	4,904	4,758
収集人口		単独処理浄化槽	(人)	2,554	2,417	2,355	2,305	2,321
(人)		合併処理浄化槽	(人)	1,378	1,370	1,368	1,254	1,114
		農業集落排水施設	(人)	1,438	1,427	1,388	1,345	1,323
		漁業集落排水施設	(人)	1,063	1,065	1,078	1,063	1,056
	し厉	₹	(kL/年)	1,345	1,268	1,156	1,159	1,066
	浄	化槽汚泥	(kL/年)	4,276	4,360	4,471	4,452	4,686
#- =		単独処理浄化槽	(kL/年)	1,815	1,798	1,797	1,861	2,068
収集量 (kL/年)		合併処理浄化槽	(kL/年)	1,567	1,631	1,670	1,620	1,588
(112)		農業集落排水施設	(kL/年)	525	522	567	482	540
		漁業集落排水施設	(kL/年)	369	409	437	489	490
		計		5,621	5,628	5,627	5,611	5,752
	し見	₹	(L/人日)	1.15	1.12	1.10	1.13	1.11
	浄	化槽汚泥	(L/人日)	2.18	2.29	2.39	2.49	2.70
原単位		単独処理浄化槽	(L/人日)	1.95	2.04	2.08	2.21	2.44
(L/人日)		合併処理浄化槽	(L/人日)	3.12	3.26	3.34	3.54	3.91
		農業集落排水施設	(L/人日)	1.00	1.00	1.12	0.98	1.12
		漁業集落排水施設	(L/人日)	0.95	1.05	1.11	1.26	1.27

資料:平内町

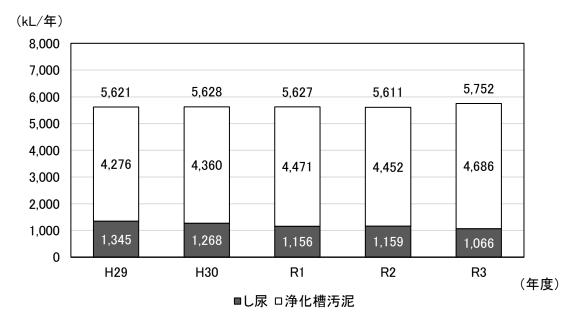


図 5-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

3. 処理主体

本町における生活排水の処理主体を表 5-4 に示します。

表 5-4 生活排水の処理主体

種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水 工場排水	平内町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等·平内町
単独処理浄化槽	し尿	個人等
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	平内町
漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	平内町
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	青森地域広域事務組合

4. 収集•運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 5-5 に示します。

本町では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿及び浄化槽汚泥の収集は 許可業者が随時行っています。

表 5-5 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集回数
し尿	許可業者	随時
浄化槽汚泥	許可業者	随時

5. 処理施設の概要

(1) し尿処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、あおひらクリーンセンターで処理しています。 し尿処理施設の概要を表 5-6 に示します。

表 5-6 し尿処理施設の概要

施設名称	あおひらクリーンセンター	
所 在 地	青森県青森市大字鶴ヶ坂字田川 61 番地	
竣工	平成 12 年 3 月	
	標準脱窒素処理方式+高度処理	
处理力式	(凝集沈殿+オゾン+砂ろ過+活性炭吸着)	
処理能力	202kL/日(し尿:118kL、浄化槽汚泥:84kL/日	

(2) 公共下水道の概要

本町で整備を行っている公共下水道の整備状況を表 5-7 に示します。

表 5-7 公共下水道の整備状況

(単位:ha)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度
行政区域内人口(人)	11,226	11,016	10,791	10,572	10,332
処理区域内人口(人)	4,155	4,116	4,032	4,077	4,250
下水道処理人口	37.0%	37.4%	37.4%	38.6%	41.1%
普及率(%)	37.0%	37.470	37.470	30.070	41.170
下水道接続人口(人)	1,601	1,632	1,738	1,801	1,882
下水道水洗化率(%)	38.5%	39.7%	43.1%	44.2%	44.3%

資料:平内町

※下水道処理人口普及率=処理区域内人口/行政区域内人口(%)

※下水道水洗化率=下水道接続人口/処理区域内人口(%)

6. 合併処理浄化槽の補助状況

本町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業を行う者に対して補助金を交付し、その普及に努めています。

合併処理浄化槽の補助状況を表 5-8 に示します。

表 5-8 合併処理浄化槽の補助状況

(単位:基)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度
市町村設置型浄化槽	0	0	0	2	3
個人設置型浄化槽	4	4	2	2	4

7. 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理全般における課題

生活排水処理率は、令和 2(2020)年度において 51.7%であり、全国平均の 88.3%や 青森県平均の 70.4%を下回っています。

そのため、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による河川等への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

また、汚水処理施設が未整備の地区については、早期の整備完了を目指し、経済的かつ効率的な整備手法について、検討が必要です。

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

収集・運搬業務は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の普及に伴い、収集量が変化することから、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

現施設は、平成 12 (2000) 年に供用開始しましたが、今後も適正な維持管理に努める 必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

(1) 生活排水に係る理念、目標

本町では、近年、生活様式の変化などに伴い、生活排水の浄化のための水洗化率の向上が課題となっており、社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきています。

このようなことから、生活雑排水の適正処理の必要性について啓発を行うと共に、生活雑排水処理施設の整備を図ります。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発のほか、これら生活排水の処理施設を逐次整備していくこととしますが、生活排水処理施設整備に係わる基本方針は、次のとおりです。

- ① 下水道の供用が開始された地域では、速やかに水洗化の普及促進を図ります。
- ② 農業振興地域の集落での、農業集落排水処理施設の整備が完了していることから、 速やかに水洗化の普及促進を図ります。
- ③ 漁業法第 5 条に指定された漁港の背後の漁業集落では、漁業集落排水処理施設の 整備が完了していることから、速やかに水洗化の普及促進を図ります。
- ④ 下水道認可区域、農業集落排水処理及び漁業集落排水処理区域以外の地域にあっては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ⑤ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、 個別の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への切替え等を指導します。
- ⑥ 住宅団地造成の際は、個別又は共同の浄化槽の整備を指導します。

2. 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和 5(2023)年度を計画初年度、目標年度を令和 14(2032)年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

3. 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を表 5-9 及び図 5-3 に示します。

表 5-9 生活排水処理形態別人口の予測結果

	区分			実績	予	測	
	E //				R3	R7	R14
行』	行政区域内人口 (人)				10,332	8,917	7,416
	計画	画処	理区域内人口	(人)	10,332	8,917	7,416
		水	先化 生活雑排水処理人口	(人)	5,375	5,180	4,872
生活			コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0
排			合併処理浄化槽人口	(人)	1,114	1,154	1,224
水			公共下水道人口	(人)	1,882	2,006	2,017
処理			農業集落排水施設人口	(人)	1,323	1,127	916
形			漁業集落排水施設人口	(人)	1,056	893	715
態別	態 水洗化·生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		(人)	2,321	1,684	1,146	
人口		非	水洗化人口	(人)	2,636	2,053	1,398
			汲み取り人口	(人)	2,636	2,053	1,398
			自家処理	(人)	0	0	0
生	生活排水処理率 (%) 52.0% 58.1%		65.7%				
水流	先化	;率		(%)	74.5%	77.0%	81.1%

[※]下水道整備に係る検討結果により、数値が変わることがあります。

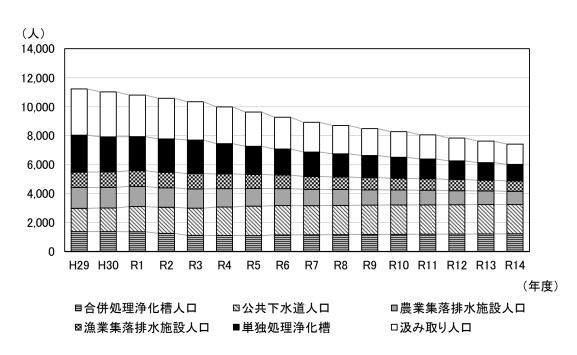


図 5-3 生活排水処理形態別人口の予測結果

4. 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は現行どおり、本町の行政区域全域とします。

また、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も安定的かつ 効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

収集・運搬量の将来推移を表 5-10 に示します。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の将来排出量は、各処理形態別人口の予測結果にし尿及び 浄化槽汚泥原単位を乗じて算定しています。

表 5-10 収集・運搬量の将来推移

区分			実績	予測	
	<u> Б</u> Л			R7	R14
	し尿	(人)	2,636	2,053	1,398
	浄化槽汚泥	(人)	4,758	4,858	4,001
収	単独処理浄化槽	(人)	2,321	1,684	1,146
集 人	合併処理浄化槽	(人)	1,114	1,154	1,224
	農業集落排水施設	(人)	1,323	1,127	916
	漁業集落排水施設	(人)	1,056	893	715
	計(人)		7,394	6,911	5,399
	し尿 (kL/年		1,066	839	572
	浄化槽汚泥	(kL/年)	4,686	2,760	2,427
収	単独処理浄化槽	(kL/年)	2,068	1,315	895
集	合併処理浄化槽	(kL/年)	1,588	1,445	1,532
量	農業集落排水施設	(kL/年)	540	428	348
	漁業集落排水施設	(kL/年)	490	368	295
	計 (k		5,752	3,599	2,999
	し尿	(L/人日)	1.11	1.12	1.12
_	浄化槽汚泥	(L/人日)	2.70	1.56	1.66
原単	単独処理浄化槽	(L/人目)	2.44	2.14	2.14
一 位	合併処理浄化槽	(L/人日)	3.91	3.43	3.43
	農業集落排水施設	(L/人日)	1.12	1.04	1.04
	漁業集落排水施設	(L/人日)	1.27	1.13	1.13

5. 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥はあおひらクリーンセンターで処理し、処理水は新城川へ放流 しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

6. 資源化•有効利用計画

あおひらクリーンセンターでの中間処理後に発生する「脱水汚泥」及び「し渣」を青森 市清掃工場の熱回収施設で焼却処理を行い、有効利用します。

7. 最終処分計画

有効利用後のばいじん等の焼却残渣を、現行のとおり青森市一般廃棄物最終処分場に 埋立処分します。

8. 生活排水処理区域計画

本町では、合併処理浄化槽設置補助事業を実施しています。

また、現在、下水道部局により、公共下水道の未整備区域については、処理方式及び処理区域の検討を行っています。

9. その他検討すべき事項

(1) 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化住宅等において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食 用油を排水溝等に流さないように、町民への広報・啓発を行っています。本町では引き 続き広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、公共下水道事業、農業集落排水事業並びに漁業集落環境整備事業の計画区域以外の住宅等で、単独処理浄化槽等を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本町では引き続き合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

(3) 町民に対する広報・啓発

町民に対し、生活排水処理対策の必要性について、引き続き、広報・啓発を行います。 浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、本町では引き続き広報等によりその必要性を啓発いたします。

一資料編一

1. 家庭系ごみ排出量のトレンド予測

(1) 家庭系可燃ごみ排出原単位予測

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて増加し、推計
	式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加するべき乗曲線
	を採用する。

(g/人日) 予測値 実績値 採用値 年度 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 4)対数曲線 614.9 H29 621.6 30 632.3 R1 2 630.2 3 621.5 630.6 630.1 630.1 630.1 4 630.7 631.2 5 632.8 632.9 631.2 631.2 6 635.0 635.1 632.2 632.1 632.2 637.2 637.3 633.0 633.0 633.0 639.4 639.6 633.8 633.7 633.8 8 641.5 641.8 634.5 634.4 634.5 635.0 643.7 644.1 635.1 635.1 10 11 645.9 646.4 635.7 635.6 635.7 636.1 636.2 12 648.1 648.6 636.2 13 650.3 650.9 636.8 636.6 636.8 652.4 637.1 637.2 14 653.2 637.2 y=a•x^b 推計式 y=a+b•x y=a•b^x y=a+b•logx 定数 a 617.56000 617.53196 617.23582 617.25575 定数 b 2.18000 1.00352 0.01150 16.45901 収束値 k 決定係数 0.23515 0.23350 0.40656 0.40843 (相関係数²) 決定係数順位 数值順位

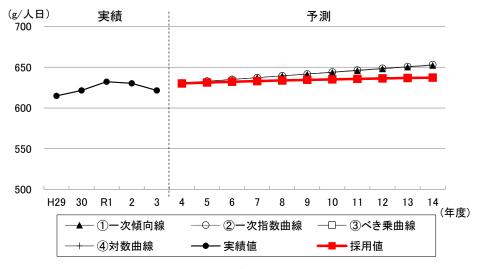


図1 家庭系可燃ごみ排出原単位予測

(2) 家庭系不燃ごみ排出原単位予測

採用値	対数曲線
採用理由	実績は平成30(2018)年度に減少に転じたものの、令和元(2019)年度か
	ら令和3(2021)年度にかけて増加し、過去5年間では増加していること
	から、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する
	対数曲線を採用する。

(g/人日) 予測値 年度 実績値 採用値 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 4)対数曲線 22.5 H29 18.4 30 25.7 R1 2 28.9 3 50.0 4 48.8 50.6 40.6 40.6 39.3 55.3 42.0 42.7 5 62.1 42.7 6 61.9 76.2 44.5 44.5 44.5 68.4 93.6 46.8 46.1 46.1 75.0 114.8 49.0 47.6 47.6 8 81.5 141.0 51.1 48.9 48.9 88.1 173.0 50.1 50.1 10 53.1 11 94.6 212.3 54.9 51.2 51.2 101.2 56.7 52.2 12 260.6 52.2 13 107.7 319.8 58.4 53.2 53.2 114.3 392.6 60.1 54.1 54.1 14 y=a•x^b 推計式 y=a+b•logx y=a+b•x y=a•b^x 定数 a 9.45000 14.80689 18.08057 15.93732 定数 b 6.55000 1.22734 0.43322 31.65351 収束値 k 決定係数 0.70743 0.80237 0.59557 0.50340 (相関係数²) 決定係数順位 3 数值順位 2 3 4

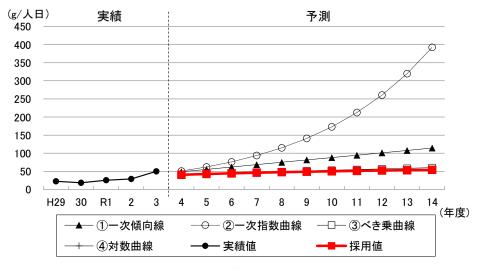


図2 家庭系不燃ごみ排出原単位予測

(3) 家庭系粗大ごみ排出原単位予測

採用値	平成29年から令和3年度までの平均値
採用理由	実績は平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて増加し、令和
	2(2020)年度に減少したものの、再び令和 3(2021)年度に増加に転じた
	ことから、推計式は増加傾向を示した。ただし、令和2(2020)年度の減
	少が著しいことから、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの平
	均値が推移するものとする。

						(g/人日)
年度	安结店	実績値 予測値			採用値	
十茂	天根他	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	休用他
H29	36.3					
30	47.9					
R1	48.7					
2	37.6					
3	49.5					
4		48.8	48.8	48.0	48.1	44.0
5		50.4	50.7	48.8	48.8	44.0
6		52.1	52.7	49.6	49.4	44.0
7		53.7	54.7	50.3	50.0	44.0
8		55.3	56.8	50.9	50.5	44.0
9		56.9	59.0	51.4	51.0	44.0
10		58.5	61.3	52.0	51.4	44.0
11		60.1	63.6	52.4	51.8	44.0
12		61.7	66.1	52.9	52.2	44.0
13		63.3	68.6	53.3	52.5	44.0
14		64.9	71.3	53.7	52.8	44.0
	推計式	y=a+b•x	y=a•b ^x	y=a•x ^b	y=a+b•logx	
	定数 a	39.17000	38.92584	39.06393	39.34946	
	定数 b	1.61000	1.03854	0.11480	11.18358	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.15448	0.15051	0.21750	0.22711	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数值順位	2	1	3	4	

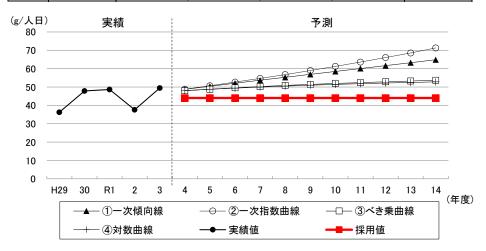


図3 家庭系粗大ごみ排出原単位予測

(4) 家庭系資源ごみ排出原単位予測

採用値	対数曲線
採用理由	実績は平成 30(2018)年度にかけて増加し、令和元(2019)年度に減少し
	たものの、再び令和2(2020)年度から僅かに増加に転じた。その結果、
	推計式は僅かに減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少する
	対数曲線を採用する。

						(g/人日)	
左由	中结片		採用値				
年度	実績値	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	沐川旭	
H29	131.3						
30	138.4						
R1	125.2						
2	125.9						
3	132.0						
4		127.2	127.2	128.1	128.2	128.2	
5		126.1	126.2	127.7	127.7	127.7	
6		125.0	125.1	127.3	127.4	127.4	
7		123.9	124.1	127.0	127.0	127.0	
8		122.8	123.0	126.7	126.7	126.7	
9		121.7	122.0	126.4	126.5	126.5	
10		120.6	121.0	126.2	126.2	126.2	
11		119.5	120.0	126.0	126.0	126.0	
12		118.4	119.0	125.8	125.8	125.8	
13		117.2	118.0	125.6	125.6	125.6	
14		116.1	117.0	125.4	125.4	125.4	
	推計式	y=a+b•x	y=a•b ^x	y=a•x ^b	y=a+b•logx		
	定数 a	133.89000	133.80383	133.22188	133.28453		
	定数 b	-1.11000	0.99163	-0.02177	-6.55194		
	収束値 k						
	決定係数 (相関係数 ²)	0.10758	0.10854	0.11384	0.11421		
	決定係数順位	4	3	2	1		
	数值順位	4	3	1	2		

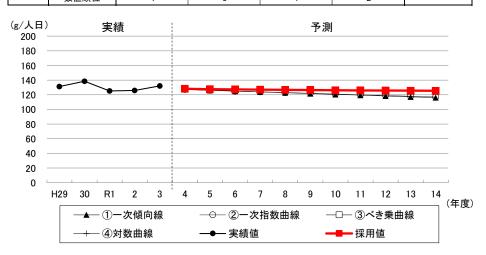


図 4 家庭系資源ごみ排出原単位予測

(5) 集団回収排出原単位予測

採用値	べき乗曲線
採用理由	令和 2(2020)年度、3(2021)年度は新型コロナ感染症の影響が考えられ、
	推計式は減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少するべき乗
	曲線を採用する。

						(g/人日)				
年度	実績値	予測値								
平及		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	採用値				
H29	6.3									
30	5.9									
R1	6.0									
2	5.1									
3	5.0									
4		4.6	4.7	5.0	5.0	5.0				
5		4.3	4.4	4.9	4.9	4.9				
6		4.0	4.2	4.8	4.8	4.8				
7		3.6	3.9	4.7	4.7	4.7				
8		3.3	3.7	4.7	4.6	4.7				
9		2.9	3.5	4.6	4.5	4.6				
10		2.6	3.3	4.5	4.4	4.5				
11		2.3	3.1	4.5	4.4	4.5				
12		1.9	2.9	4.4	4.3	4.4				
13		1.6	2.7	4.4	4.3	4.4				
14		1.2	2.6	4.3	4.2	4.3				
	推計式	y=a+b•x	y=a•b ^x	y=a•x ^b	y=a+b•logx					
	定数 a	6.68000	6.76369	6.46237	6.42972					
	定数 b	-0.34000	0.94102	-0.14288	-1.85102					
	収束値 k									
	決定係数 (相関係数 ²)	0.86787	0.86046	0.76549	0.78377					
	決定係数順位	1	2	4	3					
	数值順位	4	3	1	2					

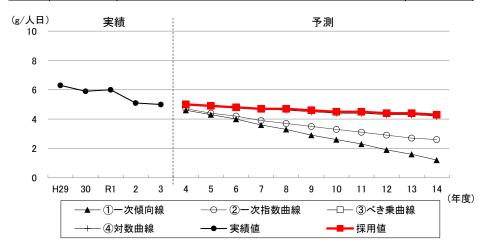


図5 家庭系集団回収排出原単位予測

2. 事業系ごみ排出量のトレンド予測

(1) 事業系可燃ごみ排出原単位予測

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は増減を繰り返しているが、推計式は増加傾向を示した。本計画で
	は、最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

(g/人日) 予測値 年度 実績値 採用値 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 ④対数曲線 H29 14.5 12.8 30 R1 14.0 13.8 2 3 28.3 4 25.3 24.3 20.0 20.0 28.0 20.8 22.2 20.8 5 28.1 6 31.0 32.2 21.6 23.0 21.6 33.8 37.1 22.3 23.6 22.3 8 36.7 42.7 23.0 24.2 23.0 39.6 23.6 24.8 23.6 49.2 9 10 42.4 56.7 24.2 25.3 24.2 25.7 45.3 65.3 24.7 24.7 11 48.1 75.2 25.2 26.1 25.2 12 13 51.0 86.6 25.7 26.5 25.7 53.9 99.7 26.1 26.9 26.1 14 推計式 y=a+b•x y=a•b^x y=a•x^b y=a+b•logx 定数 a 8.10000 10.40453 11.30099 12.22661 定数 b 2.86000 1.15173 0.27407 12.93540 収束値 k 決定係数 0.48028 0.55420 0.29936 0.34712 (相関係数²) 決定係数順位 2 3 4 数值順位 2

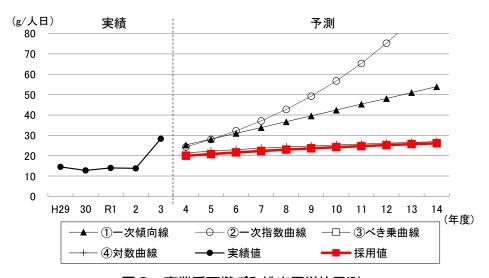


図6 事業系可燃ごみ排出原単位予測

(2) 事業系不燃ごみ

採用値	平成29年度から令和3年度までの平均値							
採用理由	実績は増減を繰り返しているが、推計式は減少傾向を示した。ただし、							
	令和 3 年度の減少が著しいことから、平成 29(2017)年度から令和							
	3(2021)年度までの平均値が推移するものとする。							

(g/人日) 予測値 年度 実績値 採用値 ①一次傾向線 | ②一次指数曲線 | ③べき乗曲線 ④対数曲線 H29 13.1 10.8 30 R1 17.0 7.9 2 3 8.0 4 1.7 1.2 2.5 10.5 10.5 5 -1.1 0.6 2.1 4.4 6 -3.8 0.4 1.8 3.6 10.5 -6.6 1.5 10.5 0.2 2.9 8 -9.3 0.1 1.4 2.4 10.5 0.1 1.2 10.5 9 -12.1 1.8 10 -14.8 0.0 1.1 1.3 10.5 -17.6 0.0 1.0 0.9 10.5 11 0.0 0.9 0.5 10.5 12 -20.3 13 -23.1 0.0 8.0 0.1 10.5 8.0 -0.3 10.5 14 -25.8 0.0 推計式 y=a+b•x $y=a \cdot x^b$ y=a•b^x y=a+b•logx 定数 a 18.17000 15.30778 40.32924 21.81499 定数 b -2.75000 0.55409 -1.20813 -12.95649 収束値 k 決定係数 0.51006 0.27090 0.19398 0.34498 (相関係数²) 決定係数順位 2 3 数值順位

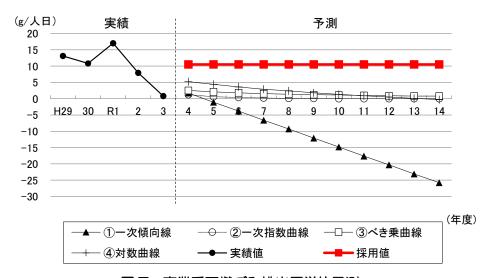


図7 事業系不燃ごみ排出原単位予測

3. 生活排水処理形態別人口の予測結果

1人1日当たりし尿量、単独処理浄化槽汚泥量、合併処理浄化槽汚泥量の推計は、過去5年間の平均値とし、それぞれの収集・運搬量を算出しています。

	区分		実績				予測											
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	区域内人口	(人)	11,226	11,016	10,791	10,572	10,332	9,978	9,625	9,271	8,917	8,700	8,484	8,267	8,051	7,834	7,625	7,416
計	画処理区域内人口	(人)	11,226	11,016	10,791	10,572	10,332	9,978	9,625	9,271	8,917	8,700	8,484	8,267	8,051	7,834	7,625	7,416
,L	水洗化•生活雑排水処理人口	(人)	5,480	5,494	5,572	5,463	5,375	5,357	5,328	5,276	5,180	5,143	5,102	5,059	5,015	4,965	4,921	4,872
生活	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
活排	合併処理浄化槽人口	(人)	1,378	1,370	1,368	1,254	1,114	1,104	1,094	1,144	1,154	1,164	1,174	1,184	1,194	1,204	1,214	1,224
水処	公共下水道人口	(人)	1,601	1,632	1,738	1,801	1,882	1,964	2,036	2,024	2,006	2,017	2,023	2,027	2,028	2,025	2,023	2,017
理	農業集落排水施設人口	(人)	1,438	1,427	1,388	1,345	1,323	1,274	1,224	1,175	1,127	1,096	1,065	1,034	1,004	972	945	916
形	漁業集落排水施設人口	(人)	1,063	1,065	1,078	1,063	1,056	1,015	974	933	893	866	840	814	789	764	739	715
態別人	水洗化·生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	2,554	2,417	2,355	2,305	2,321	2,082	1,936	1,800	1,684	1,603	1,524	1,445	1,368	1,293	1,218	1,146
	非水洗化人口	(人)	3,192	3,105	2,864	2,804	2,636	2,539	2,361	2,195	2,053	1,954	1,858	1,763	1,668	1,576	1,486	1,398
	汲み取り人口	(人)	3,192	3,105	2,864	2,804	2,636	2,539	2,361	2,195	2,053	1,954	1,858	1,763	1,668	1,576	1,486	1,398
	自家処理	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活技	生活排水処理率 (%)		48.8%	49.9%	51.6%	51.7%	52.0%	53.7%	55.4%	56.9%	58.1%	59.1%	60.1%	61.2%	62.3%	63.4%	64.5%	65.7%
水洗化	水洗化率 (%)		71.6%	71.8%	73.5%	73.5%	74.5%	74.6%	75.5%	76.3%	77.0%	77.5%	78.1%	78.7%	79.3%	79.9%	80.5%	81.1%
	区 分				実績								予測					
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	し尿	(人)	3,192	3,105	2,864	2,804	2,636	2,539	2,361	2,195	2,053	1,954	1,858	1,763	1,668	1,576	1,486	1,398
ules	浄化槽汚泥	(人)	5,370	5,214	5,111	4,904	4,758	4,460	5,228	5,052	4,858	4,729	4,603	4,477	4,355	4,233	4,116	4,001
収集	単独処理浄化槽	(人)	2,554	2,417	2,355	2,305	2,321	2,082	1,936	1,800	1,684	1,603	1,524	1,445	1,368	1,293	1,218	1,146
人	合併処理浄化槽	(人)	1,378	1,370	1,368	1,254	1,114	1,104	1,094	1,144	1,154	1,164	1,174	1,184	1,194	1,204	1,214	1,224
	農業集落排水施設	(人)	1,438	1,427	1,388	1,345	1,323	1,274	1,224	1,175	1,127	1,096	1,065	1,034	1,004	972	945	916
	漁業集落排水施設	(人)	1,063	1,065	1,078	1,063	1,056	1,015	974	933	893	866	840	814	789	764	739	715
	計	(人)	8,562	8,319	7,975	7,708	7,394	6,999	7,589	7,247	6,911	6,683	6,461	6,240	6,023	5,809	5,602	5,399
	U尿	(kL/年)	1,345	1,268	1,156	1,159	1,066	1,038	968	897	839	799	762	721	682	644	609	572
	净化槽污泥	(kL/年)	4,276	4,360	4,471	4,452	4,686	3,008	2,889	2,838	2,760	2,709	2,668	2,611	2,564	2,517	2,478	2,427
収集	単独処理浄化槽	(kL/年)	1,815	1,798	1,797	1,861	2,068	1,626	1,516	1,406	1,315	1,252	1,194	1,129	1,069	1,010	954	895
集量	合併処理浄化槽	(kL/年)	1,567	1,631	1,670	1,620	1,588	1,382	1,373	1,432	1,445	1,457	1,474	1,482	1,495	1,507	1,524	1,532
_	農業集落排水施設	(kL/年) (kL/年)	525 369	522	567 437	482	540	484 419	466 403	446	428 368	416 357	405 347	393 336	381 325	369	360 306	348
	漁業集落排水施設 計	(kL/年)	5.621	409 5.628	5.627	489 5.611	490 5.752	4.046	3.857	385 3.735	368	357	347	3.332	325	315 3,161	3.087	295 2.999
-	LIR	(kL/年) (L/人日)	1,15	1.12	1.10	1,13	5,752 1.11	4,046 1.12	1,12	1,12	1,12	3,508	3,430 1.12	1.12	3,246 1.12	1.12	1.12	1.12
	<u>し</u> 脉 浄化槽汚泥	(L/人目)	2.18	2.29	2.39	2.49	2.70	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12
原	単独処理浄化槽	(L/人目)	1.95	2.29	2.08	2.49	2.44	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14
単	合併処理浄化槽	(L/人日)	3.12	3.26	3.34	3.54	3.91	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43
位	農業集落排水施設	(L/人日)	1.00	1.00	1.12	0.98	1.12	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04
	漁業集落排水施設	(L/人日)	0.95	1.05	1.11	1.26	1.12	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13
		(レ/ 入口)	0.95	1.05	1.11	1.20	1.27	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13